

第百三十二回国会 建設委員会 議 録 第十号

は本委員会に付託された。

三月十五日

公共事業の推進に関する陳情書外一件(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内新宮松比古外一名)(第一二〇号)

下水道事業における補助金の拡大要望に関する陳情書外四件(高松市番町一の八の一五高松市議会内多田豊外七名)(第一二二号)

万之瀬川の一級河川指定及び防災対策に関する陳情書(鹿児島市山下町一一の一鹿児島市議会内森山裕)(第一二二二号)

水資源の確保等に関する陳情書外五件(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内新宮松比古外五名)(第一二三号)

生活用水確保に関する陳情書外七件(奈良県天理市川原城町六〇五天理市議会内岡田徳義外七名)(第一二四号)

長良川河口堰の本格運用に関する陳情書(津市広明町一三三三重県議会内乙部一巳)(第一二五号)

治水事業の推進に関する陳情書外八件(宇都宮市堀田一の二〇栃木県議会内吉成健蔵外八名)(第一二六号)

三陸縦貫自動車道並びに八戸・久慈自動車道の整備促進に関する陳情書(仙台市青葉区本町三の八の一宮城県議会内斎藤栄夫)(第一二七号)

国道四十五号の整備促進に関する陳情書(仙台市青葉区本町三の八の一宮城県議会内斎藤栄夫)(第一二八号)

第二号神自動車道の整備促進に関する陳情書(大阪府中央区大手前二の一の二二大阪府議会内岡田進)(第一二九号)

紀淡連絡道路の早期実現に関する陳情書(大阪府中央区大手前二の一の二二中川和雄)(第一三〇号)

三月十日

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付)

同月十四日

高速道路料金値上げの認可取り消しと全国ブル料金制の抜本的見直しに関する請願(志位和夫君紹介)(第二六三三号)

尾瀬分水反対に関する請願(桜井新君紹介)(第二六五五号)

一般国道に障害者用公衆トイレの設置に関する請願(岩田順介君紹介)(第三三七七号)

委員の異動

三月十日

白沢 三郎君 補欠選任 宮本 一三君

同日

宮本 一三君 補欠選任 白沢 三郎君

同日

平成七年三月十五日(水曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 遠藤 和良君

委員 木村 義雄君

委員 藤井 孝男君

委員 北村 直人君

委員 松本 龍君

委員 安倍 晋三君

委員 佐田玄一郎君

委員 塩谷 立君

委員 根本 匠君

委員 長内 順一君

委員 白沢 三郎君

委員 広野ただし君

委員 山本 幸三君

委員 堀込 征雄君

委員 中島 武敏君

出席國務大臣

建設大臣 野坂 浩賢君

(国土庁長官) 小澤 潔君

出席政府委員

国土庁長官官房 三井 康壽君

国土庁地方振興 松本 英昭君

建設大臣官房 伴 襄君

建設省建設経済 小野 邦久君

建設省都市局長 近藤 茂夫君

建設省河川局長 豊田 高司君

委員外の出席者

公正取引委員会 中川 政直君

事務局官房審議 官

公正取引委員会 榎崎 憲安君

事務局審査部 原 克彦君

理企画課長 石井 正弘君

国土庁防災局防 長瀬 哲郎君

災企画官 熊 建夫君

建設大臣官房文 澤井 英一君

書課長 小笠原憲一君

建設省都市局都 小沢 一郎君

市政策課長 肥田木 修君

建設省都市局都 吉井 一弥君

市政策課長 藤本 貴也君

建設省都市局都 馬場 直俊君

市政策課長 吉岡 和徳君

建設省河川局防 羽生 洋治君

災課長 中本 至君

建設省河川局防 土岐 憲三君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

建設省河川局防 岡田 恒男君

災課長 岡田 恒男君

○号)

本州四国連絡道路西瀬戸自動車道の建設促進等に関する陳情書(松山市一番町四の四の二伊賀貞雪)(第一三二号)

高速自動車国道等の整備促進に関する陳情書(大分市大手町三の二の一大分県議会内友岡春夫)(第一三三二号)

東九州自動車道 九州横断自動車道延岡線の早期実現に関する陳情書外四件(鹿児島市山下町一の一の鹿児島市議会内森山裕外七名)(第一三三三号)

南九州西回り自動車道の早期完成に関する陳情書外二件(鹿児島市山下町一の一の鹿児島市議会内森山裕外四名)(第一三四号)

那覇空港自動車道の早期実現に関する陳情書(福岡県北九州市小倉北区城内の一の北九州市議会内大坪郁夫)(第一三五号)

幹線道路網の整備促進に関する陳情書外八件(長崎市桜町二の二の二長崎市議会内中田勝郎外十三名)(第一三六号)

町民生活を支える道路整備費の拡大確保に関する陳情書外二二件(山口県玖珂郡玖珂町五九九〇玖珂町議会内柳川清一外二十四名)(第一三七号)

道路整備事業の促進に関する陳情書外二十七件(山口県萩市江向五一〇萩市議会内弘中喜久男外二十七名)(第一三八号)

太平洋新国土軸構想の推進及び豊予海峡ルート

の早期実現に関する陳情書外三件(大分市大手町三の二の一大分県議会内友岡春夫外六名)(第一三九号)

歴史街道構想関連事業の推進に関する陳情書(奈良市登大路町奈良県議会内出口武男)(第一四〇号)

大崎上島架橋の実現と道路整備に関する陳情書(広島県豊田郡大崎町大字中野二〇六七の一大崎町議会内松本達)(第一四二号)

島原・天草・長島架橋建設に関する陳情書外二件(鹿児島市山下町一の一の鹿児島市議会内森

山裕外二名)(第一四二二号)

五島連絡橋の建設促進に関する陳情書(長崎市桜町二の二の二長崎市議会内中田勝郎)(第一四三二号)

ロードヒーティング整備事業に対する補助制度の拡充等に関する陳情書(札幌市中央区北一条西二札幌市議会内見延順章)(第一四四号)

伊豆諸島地域の港湾・空港・漁港整備等離島振興関係公共事業に関する陳情書外七件(東京都神津島村九〇四神津島村議会内中村千代澄外七名)(第一四五号)

半島振興法の延長及び充実に関する陳情書(大阪府大阪市中央区大手前二の一の二大阪府議会内岡田進)(第一四六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)
都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

国土行政の基本施策に関する件
半島振興法の一部を改正する法律案起草の件
建設行政の基本施策及び国土行政の基本施策に関する件(震災問題)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。
国土行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、半島振興法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。
本件につきましては、先般来、理事会におきまして御協議を願ってまいりましたが、お手元に配付してありますとおり起草案を作成いたしました。

まず、起草案の趣旨につきまして、委員長から御説明申し上げます。

半島振興法は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から遠く離れ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなど国土資源の利用の面における制約から、産業基盤、交通基盤等の整備の面で他の地域に比較して低位にある半島地域の振興を図るため、建設委員長提案により、昭和六十一年六月、十年間の期限法として制定されたものであります。

この十年間、本法に基づき二十三の地域が半島振興対策実施地域に指定され、半島振興計画に基づき各種の施策が講じられてきたことにより、各分野で着実に成果を上げてまいりました。

しかしながら、半島地域においては、交通基盤や生活環境等整備の必要な分野がなお多く、依然として人口の減少、高齢化の進展、所得水準の格差などの課題を抱えております。

その一方で、半島地域は、豊かな自然環境や農林水産資源に恵まれるとともに、すぐれた古典芸能や伝統文化を継承するなど、地域の特性を生かした発展に向けての大きな可能性を秘めております。

人口、経済、情報、文化等の大都市への集中が進む中で、半島地域が地理的制約を克服し、その豊かな資源を活用して地域の活力を増進させることは、国土の均衡ある発展を実現する上でも極めて重要な意味を持つと考えらるものであります。

地域住民の主体的な取り組みに基づき、半島地域の抱えている諸課題を解決しその振興を図っていくためには、半島振興法の法期限を延長し、半島振興計画に基づきさらに充実した施策の展開を図っていく必要があります。

このような観点から、本案は、現行の半島振興法の有効期限をさらに十年間延長して平成十七年三月三十一日までとするともに、半島地域の新たな課題に対応できるよう、半島振興計画の内容を拡充し、あわせて、情報の流通と通信体系、高齢者福祉、地域文化等に関する規定の新設等を行うおうとするものであります。

以上が、本起草案の趣旨の説明であります。

半島振興法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○遠藤委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。国務大臣小澤潔君。

○小澤国務大臣 本法律案の提出に際しての委員長及び委員各位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表するものであります。

政府といたしましては、半島地域の社会経済情勢にかんがみ、本法律案については特に異存はないところであります。

この法律案が御可決された際には、その適正な運用に努め、半島地域の一層の振興を期してまい

る所存であります。

○遠藤委員長 これより採決いたします。

半島振興法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付してあります草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 次に、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本下水道事業団理事長中本至君の出席を求め、意見を聴

いう点について、理事長、どういうようなことをやっておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○中本参考人 先生のおっしゃいました、こういう疑いをかけられたことに對して私どもは検討いたしました。まず第一点は、事業団におきまして、入札・契約制度の一層の競争性、透明性等を高めるために、既に平成六年七月から、一般競争入札方式、公募型指名競争入札の導入及び入札監視委員会の設置等、これを柱とする入札・契約制度の大幅な改善等を行ひまして、現在この制度の着実な実施に努めてゐるところであります。

しかしながら、やはり今回の問題につきましていろいろさらに検討いたしました。電気設備工事につきましては、業務運営の一層の適正化を図るため、種々検討を重ねてきました。建設大臣の御指示に従ひまして、電気設備工事の発注に關して競争性、透明性を高めるため、次のような改善策を決定し、実施することいたしました。

まず第一点は、大型電気設備工事の対象業者数の拡大でございます。現在A等級といふのは十四社でございます。これを二十社以上に、定期的にまた見直すということが第一点でございます。

第二点は、一般競争入札となる大規模工事、これは二十四・三億円以上でございますが、これを除くすべての電気設備工事について公募型指名競争にし、現在七億円以上が公募型になっております。それ以下は指名競争入札になっておりますけれども、これも以下はすべて公募型にしようということでございます。技術審査ではねられる以外は希望者は全部指名をするということでございます。

それから第三点目でございますが、工事関係情報の前公表の充実、徹底、例えば業者団体の説明会には出席しない、あるいは事業団職員に對しまして民間企業へのより一層厳格な対応、例えば複数の職員や間仕切りコーナーで應對するとか、そういうものを徹底していこうというのが現在大臣からの御指示に従つてやろうとしてゐること

でございます。この点かなり改善したということをお願いしたいと思ひます。

先ほど、なれ合い、かばい合いというお話がございましたけれども、今回の電機メーカーの事案に關連して当事業団担当者の関与を指摘されることについては、非常に重大に受けとめております。当事業団としても、権限ある捜査当局の捜査の結果を待つことといたしますが、今後捜査協力に最大限努力するとともに、具体的な関与の事実が判明すれば、厳正に對処する所存でございます。

それから御質問の、建設省から役員、部課長が相当来ておるのではないか、その御指摘のとおりでございます。私初め副理事長、さらに総務担当理事、工務担当理事、これが役員としては建設省から参つております。さらに部長といひましては、総務部長それから計画部長、業務部長等でございます。課長はまだかなりおりますけれども、それは省略させていただきます。

そのようになり来ておりますけれども、いつも申し上げておりますように、天下りとかいふのは、やはりそういう適材適所といふことを考えながら参つておりますので、決してこれがさういふかばい合いということでないようになってゐると信じてますが、なおさら先生御指摘のように、今後也十分注意したいと思ひます。

○広野委員 まさに事業団の中核は理事長初め、理事長も昭和六十三年に事業団に來られて、今回の問題になった工務担当の理事をやられた、そしてまた副理事長も経験され、また理事長にも昨年からですか、なられたわけですね。ですから、下水道部長からですか、まさに下水道のドンと言われるくらいの方だと思ひます。しかも、下水道事業団の中核はほとんど建設省のOBだ、こういう事態ですね。ですから、内部監査とかだけでは業務改善は行われなかつたと思ひます。外部から人を入れて外部監査をやらないと、決して公正で透明な入札とか、そういうことにはなかな

かならないのではないかと、こういうふうに思つてゐるわけですね。

そこで、建設大臣も大臣談話、コメントを出されて、私もこれを見させていただきました。しかし、具体的な関与の事実が判明すれば厳正に對処したい、こういうことでは、なかなか百年河清を待つような話で、ちゃんとしたことがやれないのじゃないかと思ひます。業務改善命令といふのは直ちに出發したのですか、どうされましたか。大臣に。

○野坂國務大臣 お答えをいたします。

広野先生が御指摘になっておりますように、これは以前からの問題でありまして、私は九月に新聞を見て、事態を重視いたしました。早速に理事長をお呼びいたしました。この内容の調査を徹底してやつてほしい、したがって、調査委員会をつくつてそれによつて調査を推進してもらつてということで、折々にその結果を聞いておりますが、十回もやつたけれども、そのような事実はないといふ御返答でございました。広野先生が、非常に手ぬるいではないかといふ御指摘でございますが、先生方から見ればそのようにお感じになるであらうと私も思ひます。

それで、いよいよ公取が刑事告発をするという段階の前に、そういう情報もありましたので、もう一度お尋ねをします。最終段階ですということでお聞きしましたら、事実はない。しかし、六日の日に公取は九社の業者を告発したわけでありまして、そして、これらの問題については事業団が関与しておるといふことが委員長談話で発表されておる。この事態はやはり重く受けとめなきゃならぬ。

ただ、私は、おしかりを受けるかもしれませんが、私どもの職員、政府の職員及び事業団の職員は一生懸命にまじめに働いておると私は信頼をしております。信頼がなければ仕事の能率も上がつてこないといふふうに考えております。しかし、天下の公正取引委員会が六カ月も七カ月も調査をした上で結論を出したわけですから、これ以上

重たいものはない。したがって、君は、こつちを信じ、こつちを信じと言つて、一体どつちなんだといふふうに追及されれば、私は今捜査権は持つておりませんが、いわゆる検察側に捜査の手は移つたわけでありまして、検察側の、事実は一つしかないと思ひますので、そのことが明確になつてくれば、その上で厳重な処断をしなければならぬ、これが私の基本的な考え方でありまして、非常に不明確なものをそのまま罰するといふことはできない、これが第一点。

第二点としては、どういふ改善命令を出したんだといふことでありますが、今理事長が申し上げましたように、いわゆる一般競争入札は二十四億三千万以上はすることに建設省はしております。それ以下のものであつても、公募的な透明性のある指名競争入札をやります。いわゆる手を挙げれば、資格に入つていけるという人たちは全部入れよう、そして、十四社といふ指名競争入札ではなしに二十社以上にしよう、いわゆるメーカーだけではなしに普通の電気工事をできる業者も含めてやつていこうといふふうに考えております。

そして、工事の公表等については、新聞記者に発表する以外はやらない、それで、執務室には業者には入つてもらわれない、そして、どうしても話をしなればならぬ場合は、いわゆる仕切りがしてある応接間といふ場所か、応接のところで、一人ではだめ、二人以上で業者と話をしなさい、こういうふうに一応業務命令を出しております。

そして、あの告発をされた段階で、建設省は三カ月の指名停止、それから事業団は六カ月の指名停止、こういう措置をとつて、将来の展望としては、改善の措置はそういうことをやつてまいつておるといふのが現状でございます。

後は処分問題は、捜査の結果を見て処分することが適當であるといふふうに判断をいたしております。

○広野委員 メーカーのこととさることながら、あるいはその指名停止とかさういふこともさることながら、公正取引委員会が事業団の関与を

言っている、これはよほどのことなのです。普通役所関係というのはそういうことをやらない、よほどのことがあるからこういうことなのです。

それで、きょうは私は、公正取引委員長にも来てもらって大臣の前でそのことをきこつて言ってもらいたかったのだけれども、この委員会の関係でそうならないかもしれませんけれども、公正取引委員長の言葉を当局が言っているわけですから、先ほどお聞きになったと思います。事業団の関与をきこつて言っているのです。信じる信じないじゃないのです。しかも事業団は、理事長を初め中核は建設省OBというような形でなされている。まさに官製談合、官庁が中心になってやっている、そういうことなんです。

二年前にゼネコンスキャンダルがありました。その中で建設省は入札制度の改善等を徹底的に今やっています。そういう中で建設省への信頼がまた戻ってくる、こういうところだと思ふのです。この中でまたこんなことをやっていたら、また、建設省というのはそういう官庁なのか、こういうことになってしまうのです。だから、ここは厳正な措置をきこつてやっています。私は、事業団の理事長の責任というのは非常に重いものがあると思ふのです。今まで、そういう工務担当のところもやっていたら、副理事長も全部やっていたら、そういう中で、やはりきこつた、これはただヒアリングだけじゃだめなんです。そういうことでは、ちゃんとした業務改善をやっていたきたいと思ふ。

そして、私は言いたくはないけれども、また新聞でこういうことが出ているのです。これは一人の人生にかかわるから私は言いたくないけれども、事業団理事長のお子さんが総選挙に出る、平成五年のときですね。それで政治団体をつくる、そのことについても、建設省OBの元事業団理事長がその会長になって政治資金集めをやっている、こういう話まであるわけですから、政治家を望まれる方だから、名前まで言いません。だけ

れどもそんなことがさやかれている。しかも理事長は、仙台の市長の問題のときに、仙台のゼネコン汚職、市長のことでありましたが、そのときに、仙台の下水道関係に関して検査の事情聴取も受けているでしょう。

だから、私は、いろいろなことがたまってきている、これは非常に問題だと思ふのです。ですから、私は、大臣が厳正な措置をされる、あるいは理事長自身がきこつた、自分を含めての責任問題というものをきこつてやっていくことが必ず信頼を戻す、事業団に対する信頼を戻すことになる。そしてまた建設省の信頼を戻すことになる。そして、一番大事なのは、こういう不祥事が起きなくて、再発が防げて、下水道事業がどんどん広まっていくな。そしてまた、国民の皆さんが八〇%、九〇%という普及率を早く待っているわけですから、そういうことをきこつてやっていたきたい、こういうふうに思ふわけでありま。

そのことについて、最後、大臣の決意を。〇野坂国務大臣 お申し越しの点については重く受けとめます。

そして、事業団がというふうに広野先生お話しになりましたが、委員長のお言葉では、事業団の担当の関与があるというふうに言っておられますので、理事長に向かつて私は、担当者というところになると限定をされておるのだから、その担当者に十分聞いてほしいということをお願い申し上げました。しかし、そういう事実はないということでありましたが、建設省は捜査権なり検査権は持っている。同じように、理事長にそう報告し、私には違つたことを言うというふうなことはなかなか容易ではなからうと思っております。

したがって、今検査の動きを見て、早晩にこの問題は明らかにするだろう、そのときには、あなたがもしやるように、あなたがもしやる以上、私も、私も重大な決意をして厳しく処断をしていかなきゃならぬ。もちろん監督責任も問うということにならうと思ふ。

〇広野委員 それと、私は、明日の内閣、政権準

備委員会の行政改革担当もやっているものですか、予算委員会でもこの間も大臣にもお話をさせていたしましたが、この下水道事業団は特殊法人九十二の中に実は入っていないのです。事業団となつてはいるけれども入っていないという経緯があるのですけれども、それ以上に大切なのは、今、地方における下水道終末処理場の三分の一を下水道事業団がやっている。これを民間でやってみるべきではないのです。コンサルティング会社あるいは設計会社、ゼネコンもいますし維持管理会社もある。民間の活力をどんどんやってみていく。三分の一も占めると、これはもう公取に聞けばわかるのですが、そういう鉄鋼業界でも何でも、シェアが三分の一以上になるとだんだんそこが支配していくというようになるわけでありま。

ですから、私は、事業団の業務の縮小あるいは民営化ということについて要望をしておきたいと思ふ。

それともう一つ、時間の関係で、河川法のことについて少し急いでやらせていただきたいと思ふますが、この今度の河川法の、土地利用、立体的、合理的に活用をする、そういうことで治水事業が円滑に進む、こういうことは非常にいいのです。非常にいいのですけれども、地下河川がほとんどふえてくる、こんなことになってしまったら大変なことになるのです。

今、計画では、地下河川あるいは地下調節池の事業化というのを百カ所以上でやろう、こういうことであります。やはり河川というのは、川というものは水辺が大切だし、そこに市民の人たちが集まってくる。その河川の空間というものが非常に大切なので、その河川の空間といたしまして、鳥だとか魚だとか、そういう自然の生き物というものがやはり河川に生息するわけですから、そういうことについては、地下河川がふえていくのでは何にもならないわけなんです。

ですから、私はこの点、東京においても、千川通りというのがありますけれども、その下に千川

を埋めてしまった。せつかくのあのすばらしい千川がもう見えなくなつてしまったわけですよ。そんなことが全国各地で起こつてしまつては何にもならないわけなんです。この河川法の改正によって確かに治水事業等重要なことが進むでありまう、だけれども、その大事なところを失わないようにぜひ考慮をしていただきたいと思ふ。

最後の、河川のところについてお答えいただきたいと思ふ。

〇豊田(高)政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、河川は、特に都市部におきましては、水と緑の貴重なオープンスペースとし、また、今回の地震でもわかりましたように、防災空間としても重要な役割を果たしておるというふうに認識しております。従来からこの河川空間の機能の維持向上に努めてまいりました。一方、都市域におきましては、近年の洪水被害の発生状況から見ますと、治水対策上どうしても緊急性があるにもかかわらず、土地利用が大変高度化しております。稠密化、さらに権利関係が大変複雑化しております。さらに、地価の高騰等に加えて、地権者が代替地を欲しいという代替地の取得等、用地取得が大変困難になっておりまして、地上での河川拡張を行うことが大変困難な状況である場合が多いわけでございます。

そこで、このために、地上での河川の拡張等による都市機能への影響の大きさ、治水事業の緊急性、経済性等を十分に考慮した上で、やむを得ない場合に限り地下河川化を図るというようにしております。貴重なオープンスペースの機能を有する地上河川を原則として残す方針は変えておりません。地下河川化した場合でも、地表の従前の河川を廃止縮小するということは考えておりません。さらに、従来の機能をあわせ発展させて河川空間の機能の維持向上に努めてまいりたいと思っております。

〇広野委員 質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇遠藤委員長 次に、沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 河川法に関する質問に入る前に、一つだけ建設行政の基本にかかわっての質問を申し上げたいと思います。

ここ二、三年、私たちは政治改革に真剣に取り組んできたわけですが、本来、政治改革の真の目的は金権腐敗政治の掃蕩にあったはずであります。一連の金権腐敗の事件の中でも、ゼネコン汚職は、公共事業費、つまりこれは国民の税金であるわけでありますが、公共事業費をいゆるやみ献金に回すという点で大変問題の多い事件だったと思うわけであります。今回の談合の問題とあわせて、所管官庁である建設省に厳正な対応が求められていると思います。

そこで、質問に入るわけですが、今行われようとしておる地方自治体の各種選挙、その選挙に当たってある地方自治体、まあ岩手と申し上げてしまつてよろしいかもしれませんが、ある地方自治体で建設業関係の団体が、数名立候補を予定されておられます候補の中から一人を推薦を決定した、そのときの理由に次のようにコメントしておられます。これは地元の岩手日報紙に載っておりまして記事引用するわけですが、推薦する理由として、業界の課題解決のためにも建設省とのパイプが必要である、その点で同省、建設省で活躍してきた○氏の存在は大きいなど、○氏推薦を決めた理由を述べたと出ております。これは多くの問題を抱えていると私は思います。

今のコメントを言葉をかえて表現すれば、建設省出身者を地方自治体の首長に据えれば建設省とのパイプができる、県内、地方自治体内の業者業界の課題解決に役立つことになるわけであります。これは、中央省庁と地方政治との関係あるいは地方分権との関係からしても看過するわけにはいかない考え方ではないかと思うのですが、建設省はそのような業者側からの期待に対応するということについての考えがあるのかどうか、大臣の基本的な考えをお示し願いたいと思います。

○野坂国務大臣 先生の御指摘は、地方選挙等に絡んでいろいろな動きがある、当時、ゼネコンの

汚職とか政治家の癒着構造というようなことが問題になっておる、建設行政の信頼回復に向けての大臣の所見ということに分けて申し上げますと、そういうことになるだろうと思っております。私どもは、先ほどもお話がありましたように、公共工事をめぐる汚職事件は建設行政、ひいては政治に関する国民の信頼を大きく損なうものだ、まことに憂慮すべきことであるというふうに考えております。したがって、政治家はそれぞれの真摯な自己改革の徹底を期さなければならぬと思っております。まず発注元あるいは受注者の側ともに標を正すことが基本的な問題でございます。

しかし、今お話がありましたのは、建設省とのパイプを結ぶためにこの人が必要である、この人があれば建設省とのパイプがよくなるって事業も多くなるだろうというふうな意味ではなからうかと思っておりますが、そのようなことは建設省としては考えておりませんし、私からそれぞれ、次官や官房長に対しても、選挙に対しては公平公正でなければならぬ、要らざることをすべきでない。ただ、業者の団体が自主的にどうやるかということについては、どこまで我々が介入できるかということとは問題を惹起しかねない、こういうふうなことを考えております。

それで、公共事業は、御案内のように国民の税金を使って行なうわけでありまして、疑惑を持たれるということではできない、そのことが献金になつていくというふうなことは断じて許されません。したがって、我々は、先ほども言いましたように、基本的には発注、受注の皆さんの標を正すということでありまして、いわゆる不正の起きにくいシステムをつくって、指名競争入札から一般競争入札へ、指名競争入札の場合は透明性のあり、皆さんが納得できる競争方式というものをとつていこう、こういうことを決めておるわけであります。

そういう意味で、これからの問題については十分対応していかなければならぬと考えておりますが、もしそのような事実があればペナルティーを

かけて、従来にも増して厳しい措置をしていかなければならぬと思っております。総じて国民信頼の回復のために、建設行政としては標を正しながら進めていくということを申し上げておきたいと思ひます。

特に先生に申し上げておくべきかどうかは、私も内心じくじたるものがありますが、私どもの入札というのは、御案内のように地方と中央とに分けますと、発注件数は、建設省などいゆる中央は一に對して地方自治体は九である。発注金額については、中央は三で地方は七である。だから、愛知県とかあるいは茨城県とか仙台とか、地方自治体に問題が起きているということ、自治大臣とも相談をして自治省からも厳しい通達を出していただいております。これは付言でございますが、余分なことではあります、申し上げておきたい。

建設省としては、今申し上げましたように、整々として選挙運動その他については厳に慎み戒めるように指示をし、もしそういうような事実があれば、お聞かせいただければ幸いだと思います。

○沢藤委員 発生件数の比率についてはいろいろ議論があると思いますが、中央地方を通して、やはり建設省の所管する公共事業費は全体の七割を占めておるといふ非常に大きな役割を果たしておるわけでありまして、国民の期待と関心も建設行政に集中しているということをお自覚願ひまして、どうぞひとつ厳正にして信頼を寄せられる建設行政を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

河川立休区域制度の創設の必要とその効果について、簡単に申し上げます。

○豊田(三)政府委員 お答え申し上げます。近年の市街化の進展に伴ひまして、都市におきまます計画的な治水対策が強く求められておるわけでございますが、そういう中、事業用地の取得の円滑化を図るということが大変大事でございます。なお、さらに適正かつ合理的な土地利用、この両方とを図りながら、河川の整備と河川管理

の適正化を推進することが必要となつておるわけでございます。

しかしながら、現行の河川法におきましては、河川管理施設に係ります河川区域は上下空間に及ぶということでありまして、工作物の設置等の行為規制が及ぶこととなるわけでございます。それから、地権者が従前に近い条件での土地の利用を確保することはできず、その土地を、地下を利用することの理解を得ることが大変困難な状況になつておるわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、自然公物を念頭に置きました従来の河川区域の特例処置として、地下に設けられました放水路、調節池等の河川管理施設につきまして、河川区域を一定の立体的な範囲に限る河川立休区域制度を創設することとしたわけでございます。河川立休区域制度を活用いたしますと、地下の河川等の整備が促進されるということによりまして、中小河川の当面の目標であります一時間降雨量五十ミリに対応することができる河川整備が一層促進することと思つております。

例えばと申しますと、東京都の代表的な中小河川であります神田川では、頻発します浸水被害の解消が緊急の課題となつておるわけでございますが、調節池として一部供用する環状七号線の地下に河川を建設中でございますが、こういったものを初め本川、支川に設置されております調節池群の整備によりまして、時間雨量五十ミリに対します治水安全度の確保に大きく寄与することとなるというふうに確信しておるところでございます。

○沢藤委員 さつき広野先生の御発言にもあつたんですが、私は川自身の立場からすれば、やっぱり伸び伸びと流れたい、空気のいいところを大地と接触しながら、野原とか林とかそういうところろに語りかけながら流れたいというのが川の本心だろうと思うんです。このことについては機会を改めて川そのものについての議論をしたいと思ひますが、きょうは河川法関係ということで進めさせていただきます。

次の質問は、この地下河川の深度、深さについてであります。地上の構造物との関係もあるでしょうし、あるいは地震災害等の地上での事故との関係、安全性とかいろいろの要素があると思うので、そうした要素を検討した上での深度は大体何メートルくらいの範囲が考えられるのか。河川保全立体区域における行為の制限ということもあることですから、地表部の土地利用の権利との関係に問題はないか、このことについてお示し願いたいと思います。

○豊田(高)政府委員 今先生がお話しになりました河川の理想像につきましては、私たちが豊かな河川をつくってまいりたい、理想の河川づくりを目指して一生懸命努力してまいりたいと思っております。これは全く同じ考えでございます。

さて、地下河川の深度はどれくらいかという御質問でございますが、一般的に地下に構造物をつくります場合には、当然ながら深さが大きくなりますと工事の難度が増してくるわけでございます。さらに、構造物の部材が大きくなること、仮設の規模が大きいために、また、一たんたまりました水をポンプで排水する必要があるわけでありますが、その維持管理費用が増加することとなります。こういったことから、できる限り地下の浅い位置が望ましいわけでございまして、事業実施や管理面から地下の浅いところが望ましいというのは当然であるわけでございます。

しかしながら、一方、都市部では、地下河川の設置によりまして、特に既設の地下構造物、例えば地下鉄だとかいろいろな下水道施設とかいった地下の構造物あるいは地上の構造物のいろいろな利用があるわけでございまして、これらの利用計画に支障を与えないような一定の深さを確保するということもまた必要だと思っております。

さらに、土かぶりが大きくはば均一な地盤中におきます地下トンネルは、今回の地震でも比較的安全であった、地盤の振動と同じような振動をするということ、地震の影響は大きくないものと

いうふうに考えられております。このため、別個の一つ一つの施設、個別の施設ごとにこれらの条件を総合的に考えまして深さを決定することになるわけでございまして、地下河川等の深さは一律にこうだというわけにはなかなかまいらない、一つ一つ慎重に検討してまいらなければならないと思っております。

それから、河川保全区域のことに御質問ございました。この河川保全立体区域の規制についてでございますが、現行の河川保全区域につきましては、自然河川のみならず人工放水路、いわゆる放水路につきましても、近隣に河川が存在することによる所有権の内在的制約というふうに考えておられまして、河川保全区域の規制を行うことができないということになっておるわけでございます。したがって、河川管理施設を保全するための河川保全立体区域におきましても同様に規制を行うことは、制度上整合がとれておるというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら、実際の運用に当たりましては、土地所有者などに対して過度の規制とならないように、これは十分注意しなければならぬわけでございまして、河川保全立体区域の指定範囲をこれは必要最小限に限るというふうに考えておるわけでございまして、また、許可制度の運用面でも十分配慮してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○沢藤委員 大変ありがとうございます。ただ、私の持ち時間、かなり限定されておりますので、答弁の方もひとつなるべく簡潔にお願いしたいと思います。

さてそこで、この河川立体区域制度のうちで、地下河川型のほかに建物内設置型というのがあるわけですが、これは何か事前に説明をお聞きしたときには、そばにある河川本川の堤防を低くして水を調整する池、調整池というのですか、建物の中とかあるいはその土地の下とか、それへ誘導するという構想のようでありまして、堤防を低くしてかなり大量の水が溢水してくるということをや

想した場合に、キャパシティに大きな問題があるんじゃないかという気がするんです。私、アイオンのときに直接被害を真っ正面から受けた経験を持っていますので、水の勢い、水の量、水の怖さというのは身にしみておるわけです。この点について私は少し不安を感じておるんですが、その地域に降った雨水がなかなかかき移動しない、それを地下にためて、後ほどそれを排水するなり流すなりということであれば理解できるんですが、河川本川からの水も予想する、あるときには支川からの内水も予想するということになれば、これは大変なことだと思ふんです。むしろ私は、本川あるいは支川等々を考えた場合の対策の一つの大きなポイントは、内水対策事業ではないかという考えを持っております。

私は北上川のそばに住んでおりますからよくわかるんですが、岩手を例にとれば一関の吸川、北上市であれば大曲川、そして検討中の広瀬川、花巻の後川あるいは地方河川であります。薬師堂川というようなところが該当するんですが、設置していただいた箇所の救急内水対策の施設を見ますと、これこそがという感じがするわけです。非常に信頼性が高い。そして一秒一トンの水を吐き出す排水管が四本も五本も並んでいるというところは大変効果的でもあるし、これこそが重要な事業ではないかなという感じがするんです。本川、支川との関係も含めてですね。それについてのお考えをお聞かせ願いたいと思ひますし、ぜひこの事業の拡充、推進をお願いしたいというところであります。

同時に、なおお願いするんであれば、可搬式ポンプというところでスタートしたんですけれども、一定の離れた場所に待機させておいて、それを今度はこちらだ、こっちだというのはタイムラグもありまして、やはり実際的にはない。私どものすぐ近くにある施設は、すぐそばに置いておくというふうに変えていただまして非常に機能的だなお考えもあわせてお願いしたいと思ひます。

○豊田(高)政府委員 降った雨を可能な限り地表の川で堤防をつくって流すというのは一番の原則でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、都市では限界があつて、もうこれ以上どうしても土地が広げられないという場合に限って地下を利用するわけでございまして、地下を利用するには二通りありまして、トンネルを掘って海まで流す場合と、ため池のようなものを地下につくって一時的にためて、川の洪水が引いた後にそれをくみ出して海まで流すという二つの方法があるわけでございます。

ただ、こうした場合でも、その河川の周辺の土地に内水がたまることがございます。内水がたまると被害が出るのは先生今御指摘があつたとおりでございます。例えば一昨年の鹿児島、昨年の宮城県の例にも見られますように、まだまだ低いというところで内水被害が出ております。

今先生御指摘のありました救急内水対策事業につきましても、これは大変大事な事業と考えておるわけでございます。特に床上浸水が起りますと、体の悪い方だとか、経済的にいわれる災害弱者と言われていらっしゃるところに被害が集中するわけでございまして、床上浸水対策というのはどうしても緊急に対応しなければならぬということ、平成七年度から新たに床上浸水対策特別緊急事業というのを創設いたしました。

さらにきめ細かく行うために、地域地域での比較的小規模な可搬式ポンプ、今お話ししましたような可搬式の排水ポンプを設置いたしました。機動的かつ効率的に内水排除を行います救急内水対策事業というものを、これは昭和六十三年度に創設をいたしまして、現在、平成五年度末のデータでございますが、全国で七十二地区、合計毎秒百八十一トンの整備済みでございます。先生の地元、岩手県におきましても三地区整備でございまして、その成果が上がっておるといふふうに思っております。今後とも、こういったところを力を入れてまいりたいと思ひます。

す。

○沢藤委員 ぜひこの点については充実、前進を図られまうようお願いをしておきたいと思ひます。

質問の最後になると思うのですが、河川法制定以来もう何十年になるのでしょうか、明治以来といふことになるわけですが、旧法以来、常に水と住民との関係というのは、極めて地域にとつても個人にとつても関係の深い水利の問題等があったわけでありまう。このことについて、本当は河川法全体、あるいは河川管理における水利権の問題、慣行水利権、許可水利権の問題、あるいは河川管理の区間を限つての管理という区間主義でいくのか、水系を一本にした水系主義でいくのかといふ論もあるわけでありまう。素人的な考え方からすれば、川にはここから先、何々町でとか、ここから先、国管理とかという色分けがないものですから、やはり水系一貫という考え方を基本にしながら河川管理に当たつていただきたいといふことを前提にお話を申し上げるわけでありまう。

例を一つ取り上げますと、私のところに国管理の湯田ダムという大きなダムがあります。このダムが完成する前は、その地域を流れる川の取水、簡易水道にしろ農業用水にしろ、これは余り難しい問題はなかったのです。ところが、ダムができた、ダム管理が国になる、そのダムに注ぎ込む川といふことになりまうと、自由にそこから取水できないといふ制約が出てきまう。これは、県管理の部分に行つてここから簡易水道の水をとらせてくれ、いや、これは県の方に相談に行かなきゃならぬ、県に行けば、この下流にあるダムの水計画との関係があるから県だけでは判断できない、国の方の判断あるいは許可が必要だ、しかし実際問題とすれば、慣行水利権は生きていけるけれども、新しい許可水利権となかなか動きがとれないといふような問題もありまして、ダム地域の住民にとつては、ダムのできる前よりもできた後の生活が不自由な面が出てきているわけだ。

確かに、考えてみれば、ダムというのは下流のために働くけれども上流のためには余り働きません。下流のためには、農業用水だ、工業用水だ、生活用水だ、その他といふごく大きな利益をもたらしますけれども、ダムのためにその土地を追い出された人あるいは上流地域にしがみついて頑張っている人たちのいうのは、ダムの恩恵といふのは余りないのです。やはりあるとすれば、ダムをつくることでの建設省の説明あるいは県の説明にすがつてきたのですが、ダムができれば通年の観光が可能である、人も来る、あるいはボートその他のスポーツ施設もできるといふふうなりゾート、スポーツ等を含めた地域のプラス面といふものをいろいろ説明を受けて、それで泣く泣くといひますか承諾して、それを引き受けて移転していった人も多いわけだ。

ところが、実際ダムができてみると、多目的ダムなものですから、水位の操作、ダムの管理規則ですか、その規則によつて水位の上げ下げが決まつてしまふ。地元が期待している六月、七月、八月、九月、十月といふスポーツシーズン、観光シーズンはほとんど水位が下がつて、底が出てきて、ヘドロが出てきてにおいがして、蚊が出て、ハエが出て。あそこは錦秋湖、錦の秋と書くのですが、地元の人たちは近くにおう近臭湖だといふ別名を奉つています。これは笑い話ではないのであつて、私は河川管理の一つの哲学だと思ひます。上流と下流との関係。

そして、確かに下流はいつも水害その他で問題になります。そこには堤防を築く、いろいろな施設をする、それも大事ですが、それを起こさないような上流の水源の手当て、森林、あるいはダムももちろんそうですが、そうしたものの関係で、今度の災害だつてそのとおりですね。水といふのは蛇口をひねれば出るものじゃない、そういうことがわかりかけてきたのです。そういう意味で私は、上流の、特にダム地帯の地域住民の願いといふものにはこたえていくといふのが必要だろふと思ひます。ですから、ダム操作規則がこう

なっている、あんなつていふこともわかりまうけれども、たしか地元からごく最近建設省に対して陳情書が出ていふと思ひます。大臣あてに平成六年十二月二十六日付の「環境保全ダムの建設促進に関する陳情書」といふのが出ていふわけだ。

そういうものも参考に、地域の要望として福祉の増進のために知恵をおかし願ひたい、このことをお願いし、見解をいただいて終わるわけですが、幸い、私どもの地域は東北地建も岩手工事事務所も河川に関して大変熱心に問ひかけていただいております。こういう立派なパンフレットをつくつて、こうこうこうだ、このことについてはどうだろうかといふ返信用のはがきまでついで住民との対話を深めようといふわけだ。

私はこの姿勢が建設行政の中に欲しいと思ひます。規則がこうなつていふ、河川法の解釈はこうだといふ、地球が誕生してから四十六億年で、人間が出てきたのはごく最近ですからね、そのつと後から出てきた人間のつくつた法律、規則、規則でもつて余り身動きのできない状況をつくるのじゃなくて、どうぞひとつ、建設行政の中に温かき、そして幅広き、哲学といふものを取り戻していただきたい。時間になりましたので、このことを含めて締めくくりにひとつ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○豊田(高)政府委員 水は自然のことわりに従ひまして上流から下流に流れる、これは万国共通でございまして、おっしゃいましたように、下流の繁栄は上流に支えられておることを忘れてはならないと私たちも常々考えておるところでございます。

特にダム関係につきまうと、水源地域の振興といふことがあつて初めてそのダムが下流に役立つといふことが生きてくるのだらうといふふうに考へております。したがひまして、水源地域の発展のためにどうしたらよいかといふようなことを、これは建設省だけでなく政府全体におきましてい

ろいろと処置がされておる、今後ともいろいろな角度から水源地域の振興のために努力してまいりたいと思ひております。

具体的に、今先生がおっしゃいました湯田ダムにつきまうと、私どもも地元から御陳情を受けておることを十分承知してまいりまして、聞いてみまうと、なるほどまうともな御要望でございます。私たちも、せつかくつくつたダムを地元のために役立つように、いろいろと知恵を絞つてまいりたいと思ひます。地元の方と一つ一つ細かく協議を申し上げながら、地元の方に立つようなものをいろいろ一生懸命検討してまいりたいと思ひておるところでございます。

以上でございます。

○沢藤委員 大変ありがたうございました。今後の御努力、御検討を心から期待を申し上げます。ありがとうございました。

○遠藤委員長 次に、中島武敏君。

○中島(武)委員 私は、きょうは河川法の一部を改正する法律案について、最初に幾つかお尋ねしたいと思ひます。

今度の改正で、河川管理者が河川予定立休区域を指定することができるようになつていふ。これは端的に言ひますと、ある日突然、河川管理者が一方的に民有地に網をかけて私権を制限することになるわけですから、そういう点からいひますと、これはやみくもにやるというのではなくて、やはり事前に住民の皆さんの意見も聞き、合意も得てやる、こういうことが必要じゃないかと思ひます。ですから、実際にどうなるかおつてもいいです。

○豊田(高)政府委員 お答え申し上げます。

改正法案におきましては、河川予定立休区域の指定といふものにつきまうと、現行の河川予定地と同様に、河川工事を行ふことが当該河川工事の実施の計画から見て確実となつた日以後でなければならぬといふことでございます。今御指摘のように、知らない間にかかると、河川予定地

になっておる、あるいは河川区域になっておるということは全く考えておりません。これは、河川予定立休区域の指定というものが私権の制限というところにつながるわけでございますので、公益と私権とのバランスを考える上からも、河川管理者は、河川工事の施行が計画にも予算上からも確実であるということで一方的に押し進められないというところになっておる、そのとおりやっていきたいと思っておるわけでございます。

それから、いずれにいたしましても、河川予定地指定に当たりましては、地権者の過度の制限とならないように、これは的確に運用してまいらなければならぬと思っておるところでございます。

○中島(武)委員 では次に、もう一つお尋ねします。

河川立休区域についてのお尋ねなんですけれども、現行法では、河川区域に指定された場合に、私有地であっても、建築物の新築や増改築等について、河川というところで厳しい制限がある。ですから、実際には河川管理者の許可がおりない。ところが、今度は改正されて、今度の改正で規制が緩和された。ですから、河川立休区域であっても、土地の所有者が、河川管理施設等に対して、土地を区分所有させるということをやれば、マンションやビルディングを建設することもできる、こういうふうになったわけであります。

さて、そこで非常に問題になるのは何かというところ、これは、今度規制緩和することによって河川管理施設の安全に影響を与えるということになると、これはまたこれで大変だと思ふのですけれども、この辺についてのお考えはどうなっているのでしょうか。

○豊田(高)政府委員 お答え申し上げます。

この河川立休区域制度に係ります河川管理施設の構造につきましては、その上部の空間等の利用を考慮いたしまして、設置される場所の地質、地形、設置される深さ、地震力の影響等に加えまして、現在あるいは将来その土地で想定されます土

地の上部の建物の荷重等、そういうものもろの影響を見込んで、河川管理施設自体の安全性が確保されるように設計するというところになっておるわけでございます。

また、この制度に係ります河川管理施設の整備に当たりましては、今お話ししましたように、区分地上権の設定契約におきまして、その地下にそういう構造物があるということを前提に土地の利用をしていただく、そういう土地の利用を前提として区分地上権を設定することになるわけでございますので、両方とも安全に確保されるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

なお、その上部の建物につきましては、それはそれ自体で建築基準法等の別途の法令により安全性は確保されるものというふうに考えているところでございます。

○中島(武)委員 もう一つお尋ねいたします。

それは、この法五十八条の三に係る問題なんですけれども、「河川保全立休区域の指定は、当該河川管理施設を保全するために必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。」と、「するものとする。」、どうも舌をかみそうな表現なんですけれども、ありますけれども、必要最小限の範囲というのとは、具体的にどのようなかの範囲と、この辺について簡潔に御説明いただきたい。

○豊田(高)政府委員 この地下河川区域自体は、その地質の状況、深さの状況、上部の土地の利用状況等によっていろいろ条件が異なりますので、深さ等は一概に申し上げられないわけでございます。そのような関係で、今御指摘の河川保全立休区域というものはなかなか一律に幾らというわけには定められないわけでございまして、一つ一つの構造物に、ただいま申し上げましたような地質だとかいろいろなことを慎重に検討して設定することになるわけでございますが、考え方の基本は必要最小限ということでございます。当然ながらそんな大きな範囲に及ぶというようなことは考へておらないわけでございます。

それから、その河川管理施設が、地下の河川管理施設がどういった影響を受けるかということにつきまして、その河川管理施設自体の構造によってその影響の受け方が違うわけでございます。例えば、トンネルのようなものでございまして、トンネルの壁を保全しますために、いろいろなこういう鋼棒を出して、地山と一体化するわけでございまして、この鋼棒の範囲は当然保全区域にしなければなりません。それに影響のあるような範囲は保全区域にしなければなりませんというところで、構造物だとかその設計によっていろいろ違うわけでございます。それから、先ほど申し上げましたように、地質が軟弱であるとか、地質、地形の状況というように、いろいろなことを勘案しながら決めるわけでございます。

きりと握っておられるのか、この点についてまず最初にお尋ねいたします。

○橋崎説明員 御説明いたします。

私ども、本件審査の過程におきまして事業団の担当者がかかわっていたということは認められたところでございますけれども、その内容につきましては、告発に係る事件の内容にかかわる事項でございまして、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○中島(武)委員 下水道事業団は、今の公取の答弁、これを認められますか。

○中本参考人 お答えいたします。

確かに先生おっしゃいましたように、電気設備工事で独占禁止法違反の容疑で九社が委員会によりまして検査当局に告発されました。その際の記者会見において、それに関連して事業団の担当者の関与が指摘されたことは極めて遺憾であります。非常に重く受けとめております。

ただ、先ほど公正取引委員会の方からお話ありましたが、具体的な内容はまだ明らかにされておられませんし、また、事業団のこれまでの調査においても、職員の関与の事実を確認できないという現状でございます。やはり具体的な事実関係につきましては今後検査当局においての捜査が行われていく、この段階で事業団としてもその捜査に協力してまいりたいということでございます。

○中島(武)委員 まだいろいろお尋ねしたい点もあるのですけれども、実はきょう下水道事業団の方も呼んでおりますので、そっちの方を次にやらせていただきますと思うのです。

公正取引委員会は、去る三月六日、日本下水道事業団発注の電気設備工事の入札談合事件について、独禁法第三条違反として、日立製作所ほか重電機メーカー計九社を検事総長に告発しました。私は、これは典型的な談合事件だと思うのです。

○中島(武)委員 ちょっとおかしいね。捜査には協力するけれども、事業団が関与したということについてはまだ認められないというお話でしたか。

私、もしそうだとすれば、調査をちゃんとしっかりやっていらっしゃるのかなという疑問が、公取はまさか証拠のないことを言うわけではないと思うのです。その点どうなのか、ちょっと答弁がはつきりしなかったな。

それは、事業団の関与ということを明確に指摘した、こういう報道があるので、けれども、これは事実なのか。そしてまた、既にその証拠をは

○中本参考人 お答えいたします。

私の申し上げたいのは、先ほど申し上げましたように、公取委員会の内容が私どもに伝わって

おりません。そういうことでございますから、公取委員会は非常に権威のあるところでございますから、これは十分私どもも公取の意見は信用します。

ただ、先ほども申しましたように、やはり事業団の関与した職員に何度も調査したけれども、その関与がないということで、そちらの方を私どもは信じている、そういうことでございます。決して、公取委員会を信じないとかそんなことは申ししておりません。

○中島(武)委員 事業団の職員の皆さんを信用する、こういう話ですな。

○中本参考人 これは重ねて申し上げますけれども、その関与の具体的な内容がわからない段階でございますから、これがどういう関与かわかりませんというところの調査の方も違いますけれども、今のところその内容はわかりませんから、職員を信じる、そういうことを申し上げている次第でございます。

○中島(武)委員 どうもこれは押し問答になってしまふので先へ進みます。

建設省から提出された事業団の電気設備工事契約実績によりますと、その他というところを除きますと、これは重電機メーカー五社と中堅四社のシェア配分が平成二年から四年まで五社とおおむね七五％、それから四社が二五％と見事に配分されておりますけれども、これは受注調整がされていたのではないかとという疑問を事業団の方では感じられませんでしたか。事業団自身が、これは工事配分をしていたのじゃないのですか。

○中本参考人 お尋ねの下水道事業団が発注する電気設備工事に関してこういうシェア、これが事業団で知っていてやったのではないかとということでございますが、実は私ども、このような大手五社と中堅四社のシェア割等というのは認識が全くなかったわけでございます。これもやはり今後検査当局等の捜査段階で事業団としてその捜査に協力せざるを得ない、その推移を見守るとしか私どもは言えないわけでございます。

○中島(武)委員 それじゃもう一つ、今度は大臣に聞きたいと思っております。

それは何かというと、昨年の九月に「下水道事業団が談合指導、非常に大きな活字が新聞に躍りました。毎日新聞です。その際、建設大臣は何て言っておられるか」というと、「事業団の談合指導が事実であれば厳重な態度を取る」、こういうふうに発言されたところからまた報道されております。この点についてなんですけれども、大臣の方では直接この事件について、疑惑について調査をされましたか。そしてまた、その結果はどうであったかということについてお答えいただきたいのです。

○野坂国務大臣 委員御指摘のように、昨年の九月に新聞の報道がなされて、直ちに理事長に建設省にきていただきまして、この事態は重大に受けとめておる、したがって、今はゼネコン談合の問題等が世間を騒がせておるなかであるから、この内容について精査をしてみたい、その結果を御報告願いたい、こういうことをお願いを申し上げまして、理事長は直ちに調査委員会を設置をされて、十七回に及ぶ調査をされました結果、別段報告をすることは無い、ないといいますが、事実がないということではありません。

その後、三月の六日には公取の方から刑事事件として告発をするという情報を得ましたので、その前にお呼びして、こういう状況になっておるうちに我々は思料しておるけれども、どのような状況なのかと言ってお尋ねをしたら、理事長は、私は、担当者と言われている、担当者と言われているとおのずから限定されるのではないかと、担当者にも直接お聞きになったようでありましたけれども、そのような事実はないということでございます。したがって、私どももそれ以上の、検査力を持っておりませんので、そういうことはやっておりますが、今広野さんにもお答えを申し上げましたように、公取も相当の確信があつて告発をされたと思っておりますので、そのことも重大に受けとめて、理事長には、下水道事業団は、捜査

当局に対して積極的に協力をしてその真相を明らかにするように努力し、協力をしてもらいたいというのを申し上げております。

したがって、現在は、公取がお話しになりましたように、司直の手にかかっておりますので、その真偽はいずれ明確になってくるだろうと思っております。そのまゝ、このような状況は疑いがあるというところだけで処理、処断をするということについては問題があるかと思っておりますので、捜査当局の状況の推移を眺めて、その結果を見て結論を出したい、厳正な処分をしたい、こういうふうに思っております。

○中島(武)委員 今大臣のお話を聞いておりますと、下水道事業団それから担当者などについてどうなのかということについての報告を求められた、まあいわば事情を聴取をされたわけなんです。

私は、今の話で疑問を持つのです。なぜ建設省は事業団に対して調査に入らないのか。事情を聞くだけじゃなくて、みずからその調査にどうして入らないのかということについて私は疑問を感じるわけなんです。なぜならば、日本下水道事業団というのは建設省の認可団体です。そして、日本下水道事業団法の四十二条によりますと、建設大臣の監督権限がある、それから命令もできます。また、四十三条では立入検査ができる規定もあります。何で立入検査をみずからおやりにならないのかということになります。しかも、もしこの談合に直接事業団が関与している、積極的に関与しているということになるならば、これは非常に重大な問題でしょう。なぜ大臣の権限を発動されないのか。みずから飛び込んで調査をするべきじゃないか、私はこう思うのです。

それで、私も調べてみたのです。そうしましたら、事業団の職員のうちの十数％が建設省出身者です。それから、理事長、今理事長いろいろ答弁なさっているけれども、理事長もそれから副理事長も建設省の出身ですね。それから、常勤理事五人のうち二人が建設省の出身ですね。ですから、大事な幹部はみんなこれは建設省出身者で占めているのです。だから、痛くない腹を探ることになるかどうかかわかりませんが、痛くない腹を探ることになるか、これはわかりませんが、これは私は率直に言って遠慮があったのではないかなという気がするのです。大臣は権限がある。あるにもかかわらず行使しない。なぜかといったら、調べてみた結果は私が今申し上げたとおりなんです。

やはりみずからが自浄能力を発揮するということが非常に大事なんじゃないかと思うのです。ここが非常に大事だと思うのです。もうゼネコン事件以来、みずから飛び込んで全部調査をやればいいんです。やらないんです。それで、司直の手にかけているとか、すぐこんなことを言っちゃって、これに協力するように、これじゃだめだ。みずからたまたま、この姿勢が必要なんじゃないかと私は思うのです。そういう点で、もう一度ひとつ大臣の答弁を願いたいと思っております。

○野坂国務大臣 中島さんの御意見、一見識だといふふうにも思っております。重く受けとめなければならぬ点も多々あると思っております。公益法人である、認可法人であるこの下水道事業団、その最高責任者に対してそのことを要請をして、調査委員会を設置して十七回にわたる調査を行った結果、事実が出ない。それならば建設省として独自で調査をしたらどうか。それは下水道事業団を私は信用しないということになります。裏を返せば、したがって、疑惑があるから調査をするということは一見識だといふふうにも重く受けとめなきゃならぬと思っております。現在告発をされて司直の手に渡ったという段階では、それに最大限協力をして事実の判明を急ぐということの方が建設省としてはやるべき行為ではないか、こういうふうにも考えて全面協力をしてはほしい。

そのかわりに、罰しないけれども、改善策としては、下水道事業団の理事長がおっしゃったように、また私が広野さんに答えたように、そういう

改善策をやり、事業者に対しては厳罰といいますか指名競争入札の指名は停止をするというふうな処罰をしておいて、これからの検査の動きを見て決めたい。

ただ、それでは手ぬるいじゃないか、足の裏を靴の上からかいておるのかというふうな厳しい意見でございますが、それらについては、現段階としては検査当局の捜査を見守ってそれに協力をするというのが現在の私の心境であり、行動としてはそれ以外にはなからうか、こういうふう

に思っております。

○中島(武)委員 今もう既に告発をされて司直の手に渡ったから、そういうふうにも聞かえるのです、大臣の発言は。だったら、なぜその前にみずから飛び込んで権限を発揮して調査をされなかったのかという問題が残るのですよ。その点については一体どうなのかということ、これが一つ。

それからもう一つは、司直の手に渡ったからといって調査をやらなくていいものじゃないのです。そのときでも私はみずからやるべきだという主張ですけれども、もう一つその手前のものを聞いておきます。それじゃ、なぜ司直の手に渡る前にやらなかったのですか。一つの見識がくだらないじゃだめです。

○野坂国務大臣 そういう考え方もあらうと思っております。

ただ、私は先ほども広野委員にお答えしましたように、建設省の職員や外郭団体の職員を疑惑の目で見ておるといふことはありません。信頼をしております。信頼をしなければ業務は効率や能率が上がってこないというふうな考え方からであります。したがって、その長である理事長に対してそのことを命令し、指示をし、そしてその結論が出ないから、おまえはよけておれ、おれがやるという格好でやって、何も、御本人等は理事長にも糾明をされて絶対事実はないと、公取では一体どうなったんだ、三人も呼ばれたそうだがどうなんだ、こういうふう聞いても、三人ともそういう

う事実はありません、こういうふうに言っておられるわけでありますから、それ以上のことはできないいなというふうに私が判断をしたということでありまして、いろいろな御意見ということについては、今後の問題として重く受けとめておかなければならぬと思っております。

今は司直の手でありますから、その方が二十四時間でも四十八時間でも拘束をしてどんどん詰めができるわけでありますけれども、建設省としては検査権を持っておりませんので、そこまではなかなか容易ではないというふうに出ておるわけでございます。

○中島(武)委員 ちょっと私は時間が厳しくなってきたものですから、次の問題を少しよって公正取引委員会に伺いますから、あるいは幾つかのことをお尋ねいたしますから、お答えいただきたいと思うのです。

公正取引委員会に元公正取引委員で宮代力さんという人がいましたか。何年まで委員を務めておられましたか。この人はもとと高松及び釧路の検事を務め、公正取引委員会になった人であります。委員辞任後弁護士となって、今回の下水道組合の被告会社の一つである富士電機機の代理人を務めていたのではありませんか。そして、この人は公正取引委員会の審査部長、調査課長とたびたび会っていたのではありませんか。

実は、ある人が公正取引委員会の組織係長と広報担当に確認しましたが、確かに会っている、こういう返事が返ってきております。そこで情報を得ていたんじゃないかというふうに思われるのですけれども、どうなのか。

この宮代さんという人は、メーカー各社の代理人の実質的な中心的役割を果たしておりました。しかも、この人は、業務用ラップ事件では三菱樹脂、埼玉土曜会事件では清水建設、大型電光掲示板事件では松下電器の代理人を務めておりました。いわば告発をしようとする審査している当事者の代理人と公然と公取の幹部が会う、私はこのこと自身が問題ではないかと思えます。この点について

て、はっきりした答弁と、そしてまた調査を要求したいと思うのです。

さらにもう一つ、やはりこういう検事上りの人を、公取の枠を設定して入れるということについて一体どうなのかということについてお尋ねしたい。

以上です。

発言いたしております。ぜひひとつ、お帰りになったらはっきりと調査をしてください。このことを要求して私の質問を終わります。

○遠藤委員 次に、大矢卓史君。

○大矢委員 民主新党クラブの大矢卓史でございます。

同僚議員の質問がございまして、下水道の問題につきましてはできるだけ重複を避けながら質問をさせていただきたいと思っております。私ども十分という限られた時間でございまして、答弁者にも御協力をお願いしたいと思っております。

先ほどから大臣の今の見解というものはお聞きいたしてまいりました。そこで、このたび大蔵大臣が大蔵省の官僚に対する処分をお決めになりました。このことについて大臣の御見解をまず承りたいと思っております。

○野坂国務大臣 大蔵省における二つの信用組合の関連する問題であらうと思っておりますが、次長の中島さんや田谷税関長のことか、こういうふう

に理解しておりますし、一連の処分について重いか軽いかというふうなことは、大蔵省当局の問題でございまして、大蔵大臣が審査をされ、調査をされ、聞き取りをされた結果、決断をされたこととさせていただきます。私からのコメントは差し控えなければならぬ、こういうふう

に思っております。

○大矢委員 先ほどから言われておりますように、すべての結論が出なければ大臣としての見解は言えないということとでございますので、大蔵省との違いというものをまず大臣にお伺いいたしたけれども、これまた大蔵省は大蔵省だということでもあります。

そこで、昨年からこの事件の内容が報道される前に既にその動きは御存じだったと思えますけれども、建設省として、官房長なり都市局長はどういう調査をされましたか。

○近藤(茂)政府委員 昨年の九月に新聞報道で、日本下水道事業団発注の電気設備工事に関しまして、いわゆる官製談合という言葉で報道されまし

た。その時点で、直ちに建設大臣は日本下水道事業団の理事長を呼ばれまして、調査委員会として業務適正化委員会、この二つの委員会を設置することを指示されました。そして、調査委員会において調査の結果を報告するようにということを指示されたわけでございます。その後、調査委員会の報告を大臣に報告されたわけでございますが、既に事業団の職員を去っておられた方も含めまして、関係者に対して委員会として事情を聴取された結果を大臣に報告されたわけでございますが、そういった事実は確認できなかったというところでございました。

その後、新聞報道でいろいろ報道されたわけでございますが、大体、シェアを示すとか、あるいは予算価格を示すとか、あるいは天の声を出すとか、あるいはまた、委託者である公共団体から要請を受けてそれを企業側に伝える、こういった、大きくこの四つの類型に分けられる新聞報道がされるたびごとに、大臣、私も、事業団の方から調査の報告を受けたわけでございます。それぞれ段階において関与の事実が確認できなかった。

この三月六日に公正取引委員会は企業に対して刑事告発をしたわけでございますが、その前段階において、情報が入った段階で大臣は再度理事長をお呼びされた。そして、そこでも確認できなかった。それに対して大臣は、捜査協力に対して今後最大限努力するように指示すると同時に、今後の問題として、電気設備工事の発注に関しまして、競争性、透明性を高めるための具体的な改善措置を指示した。これが今までの対応の概要でございます。

○大矢委員 これはもう大臣から御答弁があったことで、建設省としては何もやっておられないということだと思えます。

そこで、新聞報道によりまして、検査の方で事業団並びに事業団の幹部宅を家宅捜索されたというところでございますが、どこどこでございますか。

○中本参考人 お答えいたします。

私どもの元、前、現工務部次長宅でございます。その三者でございます。

○大矢委員 下水道事業団もされましたか。

○中本参考人 下水道事業団においてもされました。

○大矢委員 そこで、談合の事実があるなしにかかわらず、何か処分をしたということが報じられましたけれども、どういう処分をされましたか。

○中本参考人 職員に対する処分のお話かと思えますけれども、まだこれから捜査が進む段階でございますから、それを待たないと、非常に貴重な技術者でございますから、私どものところはそれを待っている考えたい、そういうことでございます。

○大矢委員 業者処分の問題です。

○中本参考人 業者処分につきましては、九社に對して指名停止六カ月をかけたわけでございます。

○大矢委員 先ほどの家宅捜査を受けられましたのは、現在の、横浜市から出向しておられます岩崎美行さん、そして、その前任者でございます。これも横浜市から出向してこられました西川富一さん、そして、その前の、東京都から出向してまいりました岩崎良さん、この三者がやられたというところでございます。そして指名停止が行われた。

今までの発注状況から申しますと、社団法人日本下水道施設業協会、これに正会員として加盟しているところ、九社がほとんどの仕事をしておられた。そして、それ以外に賛助会員というものが、ここで三社なり、またそれ以外で一社という形で、一〇〇%の仕事をしておられた。そういうところろしか技術的にはないんだと言われましたけれども、ここがもしなくなりましたときに、大臣おっしゃっておられたように、非常に幅を広げられないということ、この仕事をしている人たちがすべて、厳重な審査のもとに団体をつくって、そこしか仕事ができないような、そういうことの

システムそのものがやはり談合につながるのだと思えます。そういうことで、その問題が全然今まで言っておいた説明がどうであるというところがまずわかりますし、ここにも一つ問題があると思うのです。

そこで、この下水道事業というものはこれから大いに伸ばしていかなければならぬことであった、下水道事業、思われることは、中本理事長さん、これは余人にかえがたいほど努力してまいりました。広島大学を出られて、そして五十六年の六月に公共下水道課長をされて、そして、下水道のトップでございます。五十九年の六月に下水道部長をされて、そして六十三年の六月に下水道事業団の理事をされたとき、たまたまそのときに、既に一つのシステムがあったろうと思うのです。そして、あなたがいろいろなことを考えて、人の三倍も努力をして働いて下水道のトップにされたというところについては、私は非常に敬意を表しております。また、下水道事業団に行かれました大変な努力をされたということもお聞きをいたしておきます。

そして、このときの理事が工務担当の理事というところで、これら家宅捜査を受けられました三人の方、この方々は、たまたま出向して、その窓口として交渉に当たっておられたということで、これは自分だけの判断でできる仕事ではございませんので、やはり一つの、俗に言われておりますシェアを決めたという、七五%、このことにつきましても、あなたが就任をして、そしてあなたがやられる時期に合っておるわけでありませう。

そして、それからいろいろなことがあり、この副理事長職務を、これを決定するところでありませうので、本来でございますと理事長さんというものはこういうものに関与しないものでありますけれども、引き続き、あなたは六年の四月から理事長さんということで、これまた全般を仕切ってこられた。それだけの情熱を持ってやってこられたことはわかります。非常に努力をされたこともわかります。

しかし、あなたの意図とは違って、違う方向にこの事件が発展をしてしまった。非常にその中心的な役割を果たしたのがあなただと、新聞報道等ではあなただということを言われているわけですが。その人に大臣は相談をして、そしてその結果が、皆さんがノーだと言っておる。事業団も家宅捜査をされ、そして三人の、私から言えますと非常に気の毒な三人の電気担当のそういう方々が家宅捜索された。そして、これから強制捜査を受けられる立場にあられるわけでありませう。しかし、この問題がただ単に業界の、業界に言わせますと、これは官製で決められたそのシェアの中で割り当てられたもの、これをただそのとおりにやっていただけだというふうに出てくるようにありますけれども、それは、やはり報道なりすべてのものを動員してその真実をつかみながら、やはりこれから下水道事業を伸ばしていかなければならぬ、そういう大きな使命を持っておる建設省でありますし、また下水道事業団であると思えます。その点について、時間が参りまして非常に申しわけないのですが、理事長並びに大臣から再度、私の申しましたことも含めてお答えがございましたらお願いしたいと思えます。

○中本参考人 先生のおっしゃる点、もっともな点がございませうけれども、ただ申し上げておきたいのは、先ほど施設業協会のお話が出ましたけれども、私も、私どもは常に、Aクラスというものは十四社ございまして、これらを組み合わせながら指名しておるわけでございます。決して施設業協会に入っておるからそこが非常にとったとかというところではございませうことを一言申し上げておきます。

それから、私の経歴、先生おっしゃったように、これはそのとおりでございますけれども、例えば副理事長というものは契約職でございます。指名委員会の委員長でございますから、これがこのような問題にかかわるといふのはまず考えられない。それから、さらにこのシェアの問題も出されま

したけれども、事業団にとってこのシェアというのはどのような有利性があるかというのを考えますと、このシェアというものを事業団が出すという事は考えられないという事でございまして、この点は先生ひとつ御理解のほどをお願いしたいと思うわけでございます。

その他の点につきましては先生のおっしゃる通りでございますが、その三点については先生御理解願いたいと思います。

○野坂国務大臣 お話がありましたように、現在、下水道の普及率というのは四九%でありまして、お話がございましたように、中本理事長の手腕、力量によって受注するところが非常に多くなってきた、その功績は認めるところでございしました。私どもも、そういう効率を上げられたことについては非常に評価をしておりますけれども、今回の問題については極めて重大と受けとめ、信頼をして調査委員会をつくり、十七回にもわたっていろいろと議論をし、そして、お話があらまされたように、お三人の皆さんにも直接お話しになっておるという事態も承知しておるわけでございしますから、現在の段階では検査当局にお任せをする、公正取引委員会も、担当者が関与する疑いというふうにおっしゃっておりますので、それらについても相当の名前その他が挙がっておりますという事でございします。そういう疑いがあるという事でございします。したがって、検査当局に積極的に、最大限協力をして、一日も早く真相を解明し、国民の前に明らかにしながら厳正に対応していかなければならぬ、そういう決意をいたしております。

先生がお話になったり、中島先生や広野先生からもお話がございましたが、九月から今日までの対応の措置は手ぬるいというおしかりもちようだとしておりますが、私どもも、信頼をしておるという前提に立っておりますので、それらの点については十分重く意見を受けとめて、今後の参考にしなければならぬというふうに考えております。

○大矢委員 もう時間が来てしまいましたので、申しわけございませんが、最後に私申し上げたいのは、事業団の中に調査委員会を持つのでなしに、建設省の中にやはりこれはこれなりに独自に持っていた方がいい。そして、大蔵省が法に触れなくとも処分をいたしますかそういうものをしたように、やはり建設省は建設省として、これから頑張っていく事業団の職員の皆さん、そして建設省の皆さん方に対してもこれは明らかにして、やはり処分をするべきはすると。裁判の結論を待つのでなしに、やはり建設省の中でそういうものを持ってやってもいいという事を申し上げて、終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○遠藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○遠藤委員長 誠にこれより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

河川法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○遠藤委員長 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。建設大臣野坂浩賢君。

○野坂国務大臣 河川法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことを深く感謝、お礼を申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすよう努めてまいれる所存でございます。

ここに、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に對し深く感謝の意をあらわし、ごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

○遠藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○遠藤委員長 次に、内閣提出、参議院送付、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案及び都市緑地保全法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。建設大臣野坂浩賢君。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
都市緑地保全法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○野坂国務大臣 ただいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の不動産取引市場は、近年のいわゆるバブル経済において見られたように、その閉鎖性や不透明性を今なお十分に払拭し切れていない状況にあります。こうした問題を解決をし、消費者利益の増進を図るためには、取引関係者が多数の物件情報を共有することにより、最適な取引相手を迅速に見出せる場を整備し、その場を通じた取引の拡大等を図ることが必要かつ緊急の課題となっております。

また、最近における不動産取引の実情等にかんがみ、宅地建物取引業者等の適正な業務を確保する措置の充実が求められている一方、宅地建物取引業に係る各種規制については、その簡素合理化を図るという今日の課題に対応する必要があると

す。

この法律案は、このような状況にかんがみ、媒介契約制度の改正及び指定流通機構制度の整備を行うとともに、業務に係る禁止事項等の追加、契約成立前に説明すべき事項の充実、合理化等を図るほか、免許の有効期間の延長等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、契約の相手方を探索するため、当該契約の目的物である宅地または建物につき、一定の事項を指定流通機構に登録しなければならないこととしております。

第二に、指定流通機構の指定は、登録業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人であること、その他一定の要件を備える者について行うものとするともに、その業務の適正な遂行を確保するため、所要の監督規定を整備することとしております。

第三に、宅地建物取引業者等の業務に関する禁止事項として宅地建物取引業に係る契約の締結をさせ、または解除等を妨げるため、相手方を威迫する行為等を追加することとしております。

第四に、契約成立前に説明すべき事項の充実及び合理化を図るため、法令に基づく制限に関する事項等一定の事項について、契約内容の別に応じて政令または省令で定めることができるようにすることとしております。

第五に、宅地建物取引業の規制の簡素合理化等を行うこととし、免許の有効期間を三年から五年に延長するとともに、一定の届け出事項の廃止等を行うこととしております。

その他、これらの改正に関連して罰則規定の整備等所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました都市緑地保全

法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

緑豊かな美しい町づくりを推進し、安全で良好な都市環境を形成するためには、都市における緑とオープンスペースを確保することが極めて重要であります。

このため、従来から、都市公園の計画的な整備、緑地保全地区の指定等による緑地の保全、公共施設の緑化等により、緑とオープンスペースの整備及び確保を図ってきたところでありますが、今後は、住民等の発意に基づく都市の緑の確保に対する取り組みについても、これを積極的に支援していくことが効果的であります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、土地の所有者と地方公共団体等との契約に基づく市民緑地制度を創設するとともに、都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的として設立された公益法人を緑地管理機構として指定する制度の整備、緑化協定制度の拡充等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体等は、良好な都市環境を確保するため、土地の所有者からの申し出に基づき、当該土地の所有者と契約を締結し、当該土地に住民の利用に供する市民緑地を設置し、管理することができるとし、緑地保全地区等における行為制限の特例を設けることとしております。

第二に、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人で、都道府県知事が緑地管理機構として指定したものは、市民緑地の設置及び管理、緑地保全地区内の緑地の買入れ等の業務を行うことができるとしてあります。

第三に、住民の合意による緑地の保全を促進するため、緑化協定制度を拡充し、緑地の保全を図るための事項を協定に定めることができることとしてあります。

その他、これらに関連いたしましたして、関係規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

午後二時より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

午後二時二分開議

○議長委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件、特に震災問題を中心として調査を進めます。

本日は、参考人として京都市立大学工学部教授土岐憲三君、東京大学生産技術研究所教授岡田恒男君、慶應義塾大学大学院教授伊藤滋君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

阪神・淡路の震災問題につきましては、本委員会におきましても、被害に対する救済並びに今後の復興について活発な審議を行っているところであります。

震災問題における当委員会の使命は、一方では、生活道路等の公共施設の復旧や仮設住宅を初めとする市民生活の安定を確保することであり、他方、将来においては、災害に強い都市の建設であります。

こうした見地から、本日、都市計画、建築、耐震工学の分野で著名な先生方の意見を拝聴いたしますことは、当委員会にとってまことに有意義なことであると思います。

先生方におかれましては、何とぞ忌憚のない御意見を述べただきたいと存じます。

まず、議事の順序でございますが、まず、各参考人からそれぞれ二十分程度御意見を述べさせていただきます。

次に、委員からの質疑に對してお答えをいただきます。御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、土岐参考人をお願いいたします。

○土岐参考人 御紹介いただきました土岐でございます。

このたびの地震に際しましては、五千四百余名の方々のとうとう命を失ったことはまことに痛切の思いがいたしております。また、多くの構造物や施設が損傷や破壊を受けまして、社会経済的な面からも多大の被害、損失を受けるに至りましたことは、その分野にかかわりを持つ者の一人としていたしまして、まことに残念であり、かつ申しわけないという思いをいたしております。

私自身も、地震工学あるいは耐震工学と呼ばれる分野を専攻してまいりましたが、こししばらくは、地震に限りませんが、もう少し広く災害一般を、どうすれば軽減できるであろうかと、あるいは、一九九〇年からは国際防災の十年というものが始まっておりますが、そういうものが始まる前から、これをどういうふうにするかという点にかかわりを持ってまいりました。

そういう立場の者からいたしまして、今回の地震がどういうことであったのかということを、これから四つの点に焦点を絞って意見を申し上げさせていただきます。

まず第一点は、何が今回の地震をしてこういう大きな災害とならしたかということであり、また、

この問題につきましては、いろいろな分野の方々あるいはいろいろな方々が、さまざまな観点からお考えになり、あるいは議論を展開しております。戦後五十年の間、非常に大きな都市といものが次々と発展をし、かつ既にあった都市が変貌

を遂げたわけでございますが、その都市化の過程において地震の洗礼を受けなかった、地震によってそういう都市がどういう欠陥を持つのか、こういう複雑な大会になりまして必ずやいろいろな弱点を持つておられるわけであります。特に地震に對してどういう弱点を持つておられるかということが、露呈するチャンスが全くなかったということが、こういう事態になった大きな理由の一つであろうと思っております。

一九四八年に福井で地震がございました。これはまさしく福井という都市を襲った地震ではありましたが、戦後まだ三年しかたっていない、皆さんがそれぞれ自分のことにかまけていた時分でありまして、そこから何を学び、都市というものを考える場合に地震との関連においてどうしなければいけないかというようなことを反省をするように、とてもなり得たものではなかったと思っております。

ところが一方、風水害というのは日本でもまたもう一つの大災害であります。この場合には、今でもそうであります。一年に何回かは台風が国土を襲います。三回、四回は上陸いたします。戦後もちろん同じことでありまして、毎年のようにジェーン台風とかカスリン台風とかいろいろな名前前のついた台風が来るたびに、何千人もの命が失われました。しかしながら、その場合には、毎年のことであります。ゆえに、我が国土のどこにどういう欠陥があるかということを学習をし、また手当てをする、さらに強いものにするという機会がいっぱい与えられたわけであります。

食べるものを十分に食べない状態でも、我が国は治山治水と申します。そういうことに先人たちは鋭意努力をしてきたわけであります。当時は国家予算の多分一〇％以上を使っていたと思っております。今でも四、五％は災害対策、治山治水も含めてあります。使っているはずであります。こんな国は世界じゅうにどこにもないはずであります。そういう努力が実りまして、昭和三十四年の伊勢湾台風、これは四千八百名余りの命が

失われたわけですが、それ以後、風水害による人命というのは極端に失われることが少なくなりました。

ところが、翻って地震の話になりますと、先ほど申し上げたように、福井地震、昭和二十三年以来五十年間なかったわけですが、新潟地震というのがあります、一九六四年です。しかしながら、これは海岸から三十キロほど離れた日本海で起こった地震でありました。一九七八年の宮城県沖地震で仙台及びその周辺がいろいろな被害を受けました。これも七十キロ、八十キロ遠くで起こった地震でありまして、都市の直下で起こった地震ではございません。あるいは、マグニチュード七の地震が直下で起こったこともありまして、それは長野県の西部の地震でありましたが、これは幸いにも山岳地帯等でありました。

そういう意味で、申し述べましたように都市が、大都會が直下の地震に襲われるという経験が全くなかったことがこういう大きな被害に至った一つのどうか、私にとってみれば最大の理由ではなかったかと考えております。

したがって、これほどの地震の大被害という経験はめったにないことでありますからして、私どもは今回の経験は決して一過性のものとしてはいけなわけでありまして、国としては当然のことながら、さらにはいろいろな自治体あるいは企業その他の団体、ひいては一人一人の個人のレベルでも、この地震から自分たちが何を学ぶべきか、そして次の備えはいかにあるべきかということとをいろいろと考えるべきであるし、そのための大変いい機会ではなかったかというふうに思っております。

第二番目の問題は、直下型の地震という問題であります。

この直下型地震というのは、実は科学的な表現ではありませんでして、地震には直下型という形はございません。しかしながら、一般にそういう言い方をした方が話が通じやすいものですから、きょうはそういう言い方をさせていただきます。

が、この直下型の地震というのは、これも最近言われます内陸にありますが活断層が動くことによつて生ずる地震で、より浅い地震であるというふうな言葉かと思ひます。マグニチュードという言葉はもはや皆さんおなじみだと思ひますが、マグニチュードも七前後の地震というのが直下型の地震では多いと思ひます。

それに対するものとしては、海洋で起こるような地震でありまして、三陸沖とか房総半島、さらには東海沖、さらに南海道、こういつたあたりでプレートが日本列島の下に沈むところで起こる地震だということは既に御承知のとおりであります。この辺の地震は一けた大きくて、マグニチュードが八ぐらいの地震であります。

それで、私どもがこれまで構造物や施設の設計をする、耐震的な配慮をするという場合に一体どうしてきたかと申しますと、結論から申しますと、この直下型に対する地震というものは余り配慮をされていなかったと申し上げるべきであらうと思ひます。

それは理由がございます。先ほど申し上げました海洋型の地震というのは、一つの場所に注目をしてみても、七十年、百年、百二十年というぐらいのサイクルで起こることが大体わかっております。人の命から見てももちろん長うございしますが、長くて二回分の人生ぐらいのものであります。ところが、直下型の地震というのは、先ほど申しましたように活断層が引き起こすわけでありまして、これは、一つの断層に注目しますと、五百年とか五千年に一回しか起こらないというわけなんです。

ところで、私どもが物をつくるというときには、百年、二百年ぐらい使おうかというスパンで物事を考えます。五百年、千年という形では到底考えることはございせん。そうなりますと、五十年、百年、二百年ということになりますと、内陸で起こる、活断層による直下型の地震というのは余りにも可能性が低いということになります。いろいろな確率計算をするわけですが、そ

うい算術をいたしますと、計算をいたしますと、そちらの方はかすんでしまふわけでありまして、結果的には海洋で起こるようなマグニチュード八ぐらいの地震ということになってまいります。それだけだと決して申しません。もちろん、直下で起こる地震に対しても安全であるかどうかということを検討はいたしますが、問題は直下ということでありまして。

地震の影響の強さというのは、大ざっぱな話としまして、距離の二乗に反比例すると言つてもいいと思ひます。したがって、例えば距離が半分になれば強さは四倍になると考えなければいけないわけでありまして、直下の地震ということは、都市の直下ということではもう距離がほとんどないということでございますから、極めて強い地震になるというところであります。

したがって、直下の地震を考えましても、これも後で申し述べますが、断層のすぐそばでの地動などというものはこれまで余り私どもに知られていないわけですね。観測ということが余り行われていないわけでありまして、よくわからないから、どうしてももう少しわかったところのものについて配慮するということになつてしまひます。そういういろいろな理由があるわけでありまして、なかなか内陸の直下の地震というものの配慮というものが少うございました。

例えば、今度の神戸の地震で地域の防災計画をつくるに、ああいう六甲山のふもとにたぐさんの活断層があるにもかかわらず、なぜそれを考慮しなかったのだと云つて後で責めることは非常に簡単でしょう。しかしながら、神戸で、じゃ一体どういふ活断層が、どういふ直下地震が過去に起こつたかということ調べてみますと、一九一六年にマグニチュード六の地震が一回起こつております。死者は一名であります。

それから、ずっと日本の地震の歴史をさかのぼつてまいりますと、神戸の付近で大きな地震が起こつておりますのは、西暦八百四、五十年ごろであります。約千二百年前でありまして、その当時

の記述です。今日の科学的な計測はありませんが、換算をしてみますとマグニチュード七を超えていたということですから、今回の地震程度かもしれません。そういうものが千二百年前にしか起こつていないわけですね。千二百年起こらなかったものを、今対策を立てようというときに、地震防災計画をつくらうというときに、考えなさいといつたつてそれはなかなか、千二百年なかつたのだからまあ来年もないのじゃないかと、だけれども思ひたくなるのじゃないかと私は思ひます。

かといひまして、私はそれでいいと言つてゐるのじゃなくて、こういう経験をしたらからは、今回のような経験をしたらからは、やはり私どももこれからこれまでの考えは少し改めなければならぬいかもしれない。

申し上げたいのは、五百年間起こらないかもしれないけれども、一たん起こりますと何千人の命が失われるような、あるいは大変な経済損失を伴うような災害が起こるという事例を知つたからには、やはりこれは、これまでよりはもう少しそういう地震に対する配慮を深めなければいけないのではないかと。かと思ひまして、どんな活断層がどんな動き方をしたつて絶対に被害が起こらないようなことをするなんというところは、これはできつてありません。しかしながら、これまでとは少し違つて、もう少しそういう地震に対する配慮というものを考えなければいけないのではないかと考えております。

第三番目の問題であります。今度は再発防止に対してどうするかということでありまして、災害の再発でありまして、もちろん地震の再発はございせん。

先ほど申しましたように、私どもは、過去五十年間大変静かな、地震学的に言つて静穏な、極めて恵まれた五十年間でありました。こういうことは過去の歴史にも繰り返して起つてゐることのようでありまして、地震学の専門家に言わせしめますと、東南海あるいは南海道あたりでマグニ

チュード八ぐらいの大地震が起こるときには、その後数十年の間にマグニチュード七ぐらいの、今回の地震程度のものが何回か起こる。

例えば、一九四四年の東南海、それから一九四六年の南海地震、立て続けにマグニチュード八で起こりましたが、その二年後には先ほど申しました福井地震が起こりました。一九四三年には鳥取地震がありましたし、二七年には北丹後の地震というのがありまして、これも三千人近い生命が失われております。こういうことが繰り返して日本では起こっているというところだそうであります。

そして、先ほど申しました一九四四年、四六年の大地震はどうもエネルギーを全部吐き出してはいないようである、そして、百年、百二十年を待たずして、七、八十年で南海道あたりで地震が起こりそうだと、残りの二、三十年しかないわけでありまして、二、三十年の間に今回のような地震が数回起こるという可能性が高いというわけでありまして、それは、これまでの繰り返しの状況を見るとそうだと、これまでの繰り返しの状況を見ると、そう時間があるわけではあります。すなわち、今回の地震でも、地震に対する配慮が十分でないものがあるいは古い基準でもってつくられたようなものが多く損傷、被害を受けたわけでありまして、そういうものは我が国のほかの地域にも多々残っております。そういうものをいち早く調べ出して、足らざるものについては補うということをして、急いでやらなければならないのではないかと私は今考えております。

そういう問題につきましては、ただいま申し上げましたのは関西地方、近畿地方での地震活動との関連でありまして、日本の国の他の地域にも似たようなところがあるのではないかと、そのところは私は詳しくは存じませんが、あるかもしれない。

関西あるいは近畿地方での例を申し上げますと、阪神間の被災があったということで、今度は大阪府です。大阪府が、自分のところの所管のイ

ンフラストラクチャーにつきましては全面的にこれを再検討をする、見直しをする、そして地震に對して不十分なものについては幾らお金をかけてもそれを必ず安全なものにしようというところを一大決心いたしました。そういう準備を始めております。そういう考え方、そういう活動というのが、大阪府のみならず、いろいろなところに広がるであらうことを強く期待しておる次第でございます。

こういう耐震の観点からの補強、見直しというようなことは、実はカリフォルニア州では既に行われていました。一つの例として、都市内の高架道路のものを申し上げますと、一九八九年のロマブリタの地震で高速道路が崩壊をしまして、一カ所六十数名の生命が失われました。これは大変だということ、カリフォルニア州の道路局は管内の高速道路を見直しを、点検をいたし、そして補強の作業を進めておりました。御存じのように、昨年、すなわち四年半ぐらいでしょうか、経過した後で再び、場所をもっと南ですが、ロサンゼルス近郊で地震が起こりました。このときには、補強をしたところで崩壊したところがわずかに一カ所であった。全部で大きくついで六カ所ほどで高速道路が崩壊いたしました。対策をしたところは一カ所だけであった。あとは、対策の順番待ちであったとか、あるいはこれは必要ないという判断をしたところで崩壊した例はあります。対策した例では一カ所しかなかったという例があります。したがって、そういう努力というのは報われるという事例は私どもも知っておるわけでありまして、そういう努力をこれからしなければいけないのではないかと考えておる次第であります。

最後の問題は、地震観測の重要性ということであります。

これは、今までの三つとはわかに違つてえらく細かい話のようにお耳に達するかもしれません。が、決してそうではございません。皆様のお手元にこういう赤や黄色や緑の丸のついた地図をお届

けてございますが、これは今度の地震で観測された地動の最大値でありまして、丸の中に二七という数値がござりますれば、これにゼロを加えていただければ二百七十という数字になります。これがその地点での加速度の最大値であらわしております。随分たくさんあるではないかとごらんになるかもしれませんが、実はこれは最大値しかわからないもの、あるいは企業なんかは自分のところの目的にかなうための地震計というふうなものもありまして、後々の検討や解析というふうなものにたえられるのはこの半分ぐらいしかございません。

ところで、一般の方々あるいは皆様方は、私どものような技術にかかわる人間に対して、地震に對して安全なものをつくれと言われて、あるいは、直下型地震に對しても壊れないものをつくれとおっしゃいます。では、直下型地震というものが一体どういふものなのか、直下型地震のときに土地がどういふふうにかたまりかたまりを私どもが知っているかと申しますと、知らないんですよ。そんな記録はないんです。今までの私どもの手元にはないわけ。断層のすぐ近くで、一キロも行かないところで、すぐそばでどういふふうにかたまりかたまりという記録は、今までの日本ではとれていないんです。

そういう地震が土地を動かし、物を壊すわけですから、その大もとのことを知らずして安全にせよといったって、それはなかなか難しい話なんです。人の顔を教えないでいて人を探してこいと云っているのと同じようなことです。したがって、私どもが今までやってきていることは、目をやめて顔をなでて、こういう人かなということをやっているという話です。したがって、地震の観測というものは、やはり科学的な研究、検のステップなものであります。それがいい。

皆様方既にテレビや新聞で御存じのように、今度の地震で震度が七であったところ、この細長い阪神地域のベルトが即頭に浮かぶと思いま

すが、ああいう幅広い長いベルトの中で、一体今度の地震できちんとした地震記録が何カ所であっているとお思いでしょうか。この絵を見ればたくさんありそうに思われるかもしれません。実は一カ所だけなんです。JRの鷹取という駅がございまして、そこでとれた記録が唯一でございます。もちろん、そのベルトから離れた地点ではほかの記録もいろいろとれております。だけれども、皆さん方がおっしゃる、私嫌いですから余り言わないですが、震度七という地帯でとれた地震の記録は一カ所なんです。それほど地震の観測ということはお粗末なんです。

先ほど申しましたロマブリタの地震の際には、失礼、ノースリッジですね、昨年のロサンゼルス近郊のときには、土地の運動をはかるためだけの地震記録でも百十九地点でとれているわけなんです。日本という二、三十しかないです。要するに数分の一しかないわけなんです。そういう状況を私どもは手をこまねいていたわけではございません。

これから先は、ひょっとしたら自慢話に聞こえたらお許し願いたいんですが、私どもは、関西といえども遠からずして大きな地震が来るに違いない、そのときにこういう地震の観測の体制では後世に對して記録も残せない、技術を高めようといったって何もできない、それではならないということ、地域の自治体であるとかあるいは国の皆さん方にも、もっと地震の観測をきちんとやろうではないかというのをいろいろ働きかけましたけれども、だれも耳をかしくれませんでした。しかしながら、必要だという考えだけは振るぐわけもありません。結局どうするかと申しますと、企業の方であるとかあるいは建設関係の会社の方々に話をして、ある説得をして、その人々からのカンパでもって機械を買っている。そして、私どものネットワークはやつと十カ所に機械を置くことができました。昨年の四月から観測を開始しております。このたびの地震でも記録が得られました。その皆様方のお手元の資料の中に用意

させていただきましたけれども、詳しいことはもうやめますが、そういう記録はとれております。こういう活動は、本来であれば国なり自治体なり、そういうところがやってくれるべきことではないかと私は思います。私どもが人様にお願いをし、頭を下げて、そして物もらいのようにしてお金をいただいてやらなければこういう記録がとれないということは、甚だ恥ずかしいことではなかったかと私は思っています。私自身は思っておる次第であります。したがって、私どもに安全なものをつくれとおっしゃるからには、私どもにそういう物事を勉強する機械なり道具なりも与えていただきたいということを申し上げたいわけでありませう。

JRであるとかあるいはガスの会社、電力の会社というところも、そういう努力は彼らなりにしております。JRは記録は出してくださるが、ガスや電力の会社の人々というのは、彼らの費用で賄ったものであっても、技術の発展、研究のためならどうぞ使ってくださいということに使わせてくれますが、国の研究機関はそういうことはさせてくれません。国の費用でそういうものは観測しておいても、そういうものは私どもに提供はしていただけません。もちろん全部ではなくて、出していただけたところもあります。語弊があつてはいけませんから申し上げますが、そういう体質というのはいかかなものか。

最初の話に戻りますが、こういうめったにない地震の経験をするということは、そこで得られたものは自分たちだけで抱え込むというようなことではなくて、やはりそれはみんなが全体の財産としてこれからの技術なりなんの発展に活用するべきであるし、さらには今後起こるであろう地震に備えましても、その次の世代の技術の発展あるいは物事を明らかにするということにも、こういう地震の状況を把握するという意味での観測ということとはもつと大いに進めなければならぬことではないかと私は考えております。

最後は少し理屈っぽい話になって申しわけございませんでした。与えられた時間も超えてしま

ましたので、とりあえずここで終わらせていただきます。また後ほど機会があればお話しさせていただきます。失礼いたしました。(拍手)

○遠藤委員長 貴重な御意見をありがとうございます。

次に、岡田参考人をお願いいたします。

○岡田参考人 御紹介いただきました東京大学の岡田でございます。

私の現在の心境も、先ほど土岐先生が冒頭にお話しになったことと全く同じでございます。さらに、私は建築の耐震という問題を専門といたしておりますが、今回の阪神・淡路の大震災に際しまして、木造住宅を主とする建物の倒壊並びに火災、この原因により多数の死者を生じたということに關しまして、建築に携わっております関係者の一人といたしまして、これを最も重要に受けとめている次第でございます。今後とも、私どももいたしましては、被災地の支援、復旧、復興はもとよりのこと、そのほかの地域の地震防災に關しましてできるだけの努力をしていきたい、かように考えておりますことを、この場をおかりいたしまして最初に申し上げたいと存じます。

土岐先生から地震工学あるいは防災工学全般についての御説明がございましたので、私は、自分の専門の範囲で、建物についてのお話をさせていただきます。私のお話は、主として今後建築物の耐震化にとつて何が最も急がれているかという点、あるいは少し長期的にどんなことをしなきゃいけないか、こういうことについてお話を申し上げたいと思ひます。

その前に若干時間をいただきましたので、今回の震災でどんな建物がどんなふうな壊れたのかということを中心簡単にまとめさせていただきますと思ひます。

この辺はいろいろ報道されている内容と特異なものはございませんし、また、被災いたしました建物の数が大変多うございます。大ざっぱに申し申しても、小破も含めると十六万棟以上の被害だと言われておりますが、何せ多いた

に、現在もまだ調査、集計というのが行われている最中でございます。それで、数字に關しましては若干大まかな話になりますが、建物の被害を要約すると三點になるのではないかと私は考えております。

第一點は、先ほども申し上げましたように、木造住宅、特に古くなった木造住宅の倒壊でございます。倒壊と、それから大破と申しておりますが、これは多分修繕できないだろうと考えられる程度の被害を合わせると、少なくともその数は八万棟を超えているのではないかと、かように推定されております。

二番目は、その次に被害が大きかったのは、一九八一年に建築基準法施行令の中の耐震基準が改正されておりますが、それ以前につくられたいわゆるビル物と呼ばれております建築物の被害でございます。その中でも、一九七一年にやはり建築基準法施行令が一部改定をされておりますが、それ以前に建てられたものが非常に多く被害を受けているということでございます。木造住宅の場合と同じように倒壊と大破を合わせると、少なくともその数は千棟を超えているという状況にございます。

三番目は、一九八一年の建築基準法施行令の中の耐震設計の部分が改正された以降、すなわちいわゆる新耐震設計を採用して以降の建物でございますが、これにつきましては、木造住宅あるいはビル建築も含めまして、前者二つに比べますと被害は大変少ない、かように申し上げていいのではないかとと思ひます。

それで、私どもは、このような状況を受けまして、さて、建築物をこれからつくっていくときに、あるいは被災地の復興に向けてどんな施策が必要であるかということを議論してまいりました。この辺につきまして、私の現在の考えを申し上げます。

もちろん、最も急がれます施策は、ただいま申し上げましたように被災地の復旧と復興でございます。ただ、それと同時に、土岐先生が先ほどお

話になりましたように、まだかような地震を受けていない場所が日本にはたくさんございます。その辺の地域の対策でございます。その中で、一番急がれますのはこの二点ではないかと私は考えます。

一つは木造住宅の密集している地域の防災対策をいかにするか、二番目は古い耐震基準で建設された既存の建物の対策でございます。これにつきましては、後で申し上げますが、耐震診断とか耐震補強という手段が必要になります。橋梁につきまして土岐先生がアメリカの例をお引きになりましたが、これと相通するものでございます。

それで、古い基準でつくられた建物につきましては、いろいろなスタディーがございます。経験もございませう。その結果によりまして、これは古い基準で建てられたものが全部危険だということでは決してございませう。しかしながら、ある割合で地震に対して危険な建物があるということとは、例えば一九六八年に起こりました十勝沖地震あるいは一九七八年に生じた宮城県沖地震などの被害を見ても明らかでございます。それからから予測されていくことでございます。

これらの教訓を受けまして、一九七〇年代から、既に古い基準で建ててしまった建物の耐震診断、あるいはその結果危険だと判定されてしまったものの耐震補強のやり方の研究が開始されました。それらの成果を受けまして、一九七七年には鉄筋コンクリートの建物につきまして耐震診断基準というのが公表されました。私もこの策定には中心的にかかわってまいりました。引き続きまして、鉄骨造の建物あるいは木造についても同じような努力が払われました。

しかしながら、このような方策は、これは基準と申し申しても法的に強制力を持つていないものでは決してございませう。建築基準法は適及いたしませんので、あくまで勧告あるいは行政的に指導していただくという形で全国への普及をやつていた最中でございます。しかしながら、残念ではございますが、東海地震対策を行っている静岡県

あるいは東京近郊、首都圏と申し上げていいかと思ひますが、それらの公共建築には大分普及をしまいた段階でございす。しかしながら、その他の地域、今回の震災を受けた阪神地域も含めまして、その他の地域並びに建物の中で大多数を占める民間の建築には、ほとんど普及してない状況が続いております。

例えば、静岡県におきまして、これは恐らくこの対策が一番進んでいる地方だと思ひますが、鉄筋コンクリートの建物を例にとりまして、静岡県の人口は三百七十万ぐらいだと記憶しておりますが、建物が約四万棟ぐらいございす。そのうちの公共建築は、約四千棟でございす。これらの公共建築につきましては、約十五年をかけて、ほとんどの建物の診断を終わりました。その結果、約一〇%の建物につきましては、つまり危険の程度が高いという公共建築につきましては、建てかえあるいは補強の対策が進んでまいりました。しかしながら、まだこれで完璧というわけではございせん。静岡県におきまして、一番対策の進んでいると考えられます場所におきまして、八〇%から九〇%を占めます民間建築につきましては、こういことが行われた例はごくわずかでございます。

今回の例を見ましても、旧基準でつくられた民間建築の被害が非常に大きかったというところでございす。それで、ぜひ先生方にもお願いしたいのでございすが、私も努力はいたしておりますが、この耐震診断と耐震補強というのを、ぜひ全国に普及すべき施策として取り上げていただきたいというところでございす。

しかしながら、特に民間建築につきましては、その数が多いこと、それから費用負担をどうするかということがこの施策の進まない非常に大きなネックになっております。この二つにつきましても、すなわち費用負担をどうするか。既に公共的に補助ができないかという議論も沸き上がっております。並びに、耐震診断を実施する技術者の養成の問題がございす。この辺につきましてもは後

でお話し申し上げたいと思ひますが、現在、こういう技術者を養成し、かつ全国的に診断のできる機関をつくっていくというネットワークづくりを私どもも進めているところでございす。

以上が、まず急がれる当面の対策というふうに申し上げてよろしいかと思ひます。

さて、今回の震災を受けた後、それでは現在の建物の耐震基準はどうなんだということが各方面から寄せられております。これにつきましても私の考え並びに今後の施策、対策について、述べさせていただきます。

先ほど述べましたように、現在の耐震設計基準による建物の被害はそんなに多くはございせん。大きな地震に対して、これもどの程度の地震かというのが実はクリアでないところが大変弱点ではあります。そういう大きな地震に対して、ある程度の損傷は許容するが崩壊は防ぎたいということでやっております。この観点からしますと、この目標は一応今回クリアできたのではないかと私は考えております。現在すぐ大幅な改定を行えと言ふ必要はないのではないかと申し上げてまいりました。

しかしながら、いろいろ調査が進みますと、数は少のうございすけれども、現在の基準で設計された建物にも被害を生じたものがあるということが判明してまいりました。これらを現在なぜであるかというところを調査しているところでございす。多くの調査をされた方から寄せられている意見では、いわゆるビロティ構造と私ども呼んでおりますけれども、二階以上には壁がたぐさ入っている建物でございすが、一階が柱だけでございまして、こういう建物に被害が出ているという報告が寄せられております。

実は、一九七八年宮城県沖地震が起きました際に、これは旧基準で建てられた建物でございすけれども、こういう種類の建物の一階がつぶれるという被害が大部分ございました。そのことか

ら、一九八一年の建築基準法施行令の改定に際しましては、こういう構造物に対しては特別の規定を設けておりました。耐震性を上げるといふ規定が設けられました。しかしながら、かような被害が出ているというところをございまして、現在これらの規定を強化することが必要なのかあるいはそうではないのか、ほかの手があるのかというところで、詳細な調査を行っているところでございす。

そこで、差し当たりは、こういう特殊な架構の建物につきましては、設計、施工に十分注意して行おうというような指導がぜひ緊急に必要なのではないかと考えている次第でございす。

それからまた、これは、今回の災害があつてもなくても本来守らなければいけないことでございすけれども、国で定められております耐震基準と申しますのは、最低限守らなければいけない基準を定めているのだと私どもは理解してまいりました。実際の条文を読んでもみましても、これ以上には、あるいはこの範囲を超えてはならないとかいうようなことではございすが、残念ながら、その最低基準が設計の目標になるというふうな事態になきともあらうでございす。経済性を考えればさような行為が行われるということもあながち否定できないのかもしれないが、最低基準が最終目標になっているという事態がなきにしもあらずというところを御指摘申し上げたいと思ひます。残念なことではございすが。

そういう観点から申しますと、私は、現在、次の三原則を守ることとをぜひ周知徹底させる必要があるのではないかと考えております。

第一番目は、余裕のある設計を行うこと。言いかえれば、無理のない設計をすること。私ども、できるだけ単純な形の建物が耐震的であるとということを常々申しております。二番目は、丁寧な施工を行うこととございす。並びに、綿密な検査をすることとございす。三番目は、良好な保全と申しますか、メンテナンスでございす。時間がたてば建物は傷んでまいります。それに対する修

理、修繕。この三点の励行を、この際ぜひ周知徹底させる必要があるのではないかと考えております。

やや短期の施策に移りたいと思ひます。

ただいまのは緊急の対策という意味で申し上げましたが、やや短期の対策としては、二つの点を申し上げておきたいと思ひます。

一つは、例えば静岡県で既に行われているような施策でございすが、特定の地域の地震の危険度が高いということがわかったといたしますと、その地域に限り耐震のレベルを高めていくという施策が必要ではないか。その次は、これもやはり同じように一部分では導入されている考えでございすけれども、建物の種類、用途によってランク分けをするという概念の導入が必要ではないかと思ひます。これは、用途係数あるいは重要度係数という言葉で長年議論されてきたこととございす。

しかしながら、市役所の建物と自分の住宅とどちらが重要であるかということと議論するのは、大変難しい問題でございす。どちらも重要だ、それでは全部高めようかという限のない議論が二十数年繰り返されてまいりました。その結果、今のところ重要度係数というのを本格的に取り入れるというところは、日本では一部分を除き行われておりません。しかしながら、今回の被災地を見ますと、例えば病院が先につぶれてしまった、これは大変なことであるというところで、やはりこういう重要度係数あるいは用途係数という概念の議論を早急に始めて、何らかの施策にこれを反映させる必要があるのではないかと。この二点を現在考えているところでございす。

特に、この二番目の重要度係数の問題に関しましては、建物は建物、土木構造物は土木構造物であるいは港の施設は港の施設というふうな、それぞれの構造物ごとに閉じた形で議論されたのでは私にはだめでなからうかと思ひます。きょう御専門の伊藤先生もお見えてございすけれども、都市計画的な見地からマクロにこれを議論し、またこれ

を一般の国民の皆様方へも周知徹底し、コンセンサスを取得を進めていく、こういうプロセスが重要なのではないかと考えております。

このような短期の対策にあわせまして、私は、長期の施策としてやっていかなければいけないというものを最後に申し上げたいと思います。

それは、今回の被害の分析に基づく基礎研究を重ね、耐震基準の新たな改定へと進むプロセスを踏むことではなからうかと思っております。時間がかかるかもしれませんが、しかしながら、これへ進む必要があるか。私が考えておりますこの次の改正に向けてのイメージと申しますのは、専門用語で申しますと、性能設計法というものの採用でございます。

現在の耐震設計法の一つの問題点は、耐震基準に従ってでき上がる建物の性能がどのくらいであるのかという点を明確に表現できないという点でございます。例えば、現在の耐震基準でつくった建物がどのくらいの地震にもつのだと聞かれました。正直申し上げてはつきりしない部分があります。大まかに申しますと、例えば、新しい基準であれば震度六にある余裕度がついているからと、この程度の表現しかできないわけでありまして、今回震度七の地域におきましても大丈夫だった建物があったということは、この余裕度があるからといったことではございますが、この余裕度というのは、基準の中に入っている余裕度もあります。設計者が考えている余裕度もあります。しかしながら、この余裕度の幅が明確になっていないというところであります。

そこで、今回の震災に関しまして、今回繰り返しの地震に対してはある程度の損傷はやむを得ないだろうという専門家の判断と、まさかこのような被害が出るとは考えてもみなかったという建物に住んでいる住民の期待感に大きな隔離が生じた場合も多々ございました。これは、現在の耐震設計法が残念ながらその耐震性能を十分示すことができていないというためであらうかと考えます。そこで、私が申し上げております性能表示型耐

震設計法と申しますのは、かなり理想の姿ではございますが、こういうふうな設計すればこのくらいの地震にはもつのだ、それから先ももっと大きいのが来ると、もしかしたらこの辺が壊れるかもしれないというように明示できるような設計法でございまして、これは国際的にも大変注目目を浴びている分野でございます。既に我が国におきましても、研究者のレベルでは研究が開始されております。それを基準のレベルまで持っていくには、なお相当の防災工学あるいは耐震工学の研究の積み重ねが必要であらうかと思っておりますけれども、ぜひこの方向で次の世代の新しい耐震設計法を完成させたい、かように考えているわけでござい

ます。

最後にもう一つだけ、その他の急がれる施策の例について申し上げます。

それは、地震の直後に余震による二次災害の防止を目的として行われております応急危険度判定のための判定士の制度を全国的に普及することであり

ます。現在、静岡県と神奈川県におきましてはその制度がございまして、私も実はお手伝いをしました関係で、静岡県の判定士の資格を持っております。今回の震災に関しまして、国並びに各地の行政とタイアップいたしまして、判定士の方々が活躍いたしました。しかしながら、その数には限りがあるということで、急遽講習をいたしまして、全国のボランティア建築士の支援もいただきました。この辺につきまして、ぜひ全国的に普及すべき施策とお考えいただければ幸いです。

お手元にパンフレットを一つお配りいたしました。これは今回ボランティア建築士を派遣するために、急遽、地震の発生いたしました十七日の午後組織いたしました被災地判定制度支援会議というものが、私が議長をやっているわけでござい

ますが、そこが建設省の住宅局の監督のもとに作成したものでございまして、耐震診断あるいは耐震補強あるいは被災度の判定、被災した建物の復旧の技術を普及しようということをつくったもので

ございます。これも全国的に配布いたしましたし、普及を支援したいと考えているわけでござい

ます。終わりに、若干抽象的ではございますが、私がお今回の震災で得ました最も重要な教訓と考えておりますことを一言申し上げて、終わりにしたいと思います。

それは、地震防災の問題で最も重要なことは、情報を常に公開するという点ではなからうかと思

います。地震に対する我々の対策には限界があります。この限界があるということも含めて情報を常に公開し、それらの情報に基づき、社会のコンセンサスを得ながら、できるだけ高いレベルの地震対策を早く進めていくということではなからうかと思

います。どうもありがとうございます。(拍手)

○遠藤委員長 まことに貴重な御意見をありがとうございます。

次に、伊藤参考人にお願いいたします。

○伊藤参考人 私は都市計画の領域からお話をさせていただきます。

今回の阪神地域の災害で私が一番気が重い、非常に深刻だと思いたしましたのは、四千五百人に及ぶ死者のうち約九割以上が建物の破壊、木造住宅の破壊ですね、倒壊で圧死したというお話です。その九割の中の多分七割、三分の二以上はお年寄りじゃないかと思っております。この問題を抜きにして地震災害のことは語れないと思っております。率直なところを申し上げます、古い住宅が倒壊して死者が出た、そしてなおかつ、そのお年寄りの方が罹災されたということによって、県の皆様方、市の皆様方は、その罹災された人たちの毎日の生活をどう面倒を見るかということにはとんだ時間を使われていたと思うのです。ですから、すぐれた建築の技師、土木の技師あるいは都市計画の技師がこの町をどうしたらいいかということとは全く役に立たないで一月月過ぎたのじゃないかと思

います。こういうことを考えますと、日本の都市で地震のときに一番重要なものは、木造の住宅をつぶさないということ。もし、木造の住宅がつぶれなく

て、圧死されたお年寄りの方が幸いなことに今の割くらいで済むとすれば、それこそ市役所の技

術者、県の技術者は、ライフラインですとか道路とか、そういうものの復旧に物すごい勢いで全力投入できたのではないかと。要するに、都市の中の特定の建造物が集中している、特定というのは古くて質の悪い市街地があったがために、本来公的な組織に属する専門技術者がやるべきことが大変阻害された、こういうことは次々とこれから起きてくると思

います。皆様方、今ジャーナリズムで非常に不思議な議論があると思うのですが、何となく地震はまた東京で起こさ

せたいというふうな雰囲気や新聞やジャーナリズムにありますね、新聞のつり広告なんか見てみますと、どうしてまた東京なんだ。非常にこれはおかしいので、今必要なのは、東京もさることながら、それなら広島はどうなの、博多はどうなの、北九州はどうなの、そういう町の防

災性能を都市計画的に検討することの方が多分大事なんじゃないかなと思うのです。どうも日本人は自虐的で、物事を深刻にすればそれで何とかおもしろくなるというところでもないという雰囲気があるのじゃないかなと僕は思っています。ちょっとこれは余談なんです、申し上げたいのです。ですから、私は、先ほど岡田さんがおっしゃいましたけれども、古い木造住宅が密集している市街地に対して公的補助を徹底して入れていただきたい。

これはついですが申し上げますが、東京でどういう地震が起きようと、直下型であらうと何であらうと、私たち都市計画の方から見ますと、どういう想定をしても、すさまじい建物の破壊とそこでお年寄りの圧死が起きる場所はわかっております。非常に明快に出ております。では、それに対してどれぐらいの公的政策が行われているかという、全くちよちよとしかやられていな

い。
私はだんだん憤慨して非常に興奮してきているのですけれども、公害という問題に対しては政治家の皆様方もそれなりのことを一生懸命御議論なさいますけれども、地震とか自然災害に対しては、多分半年もたったら政治の話題にならなくなるのじゃないか、私はそういう危機の念を非常に持っております。ですから、これは町づくり全体にかかわることですが、古い木造の住宅が密集しているところ、そこに対しての徹底的な財政援助、これをやっていただきたい。これでもう地震災害は画期的に新聞紙やテレビのマスコミのえじきにならないで済む状況になります。これが一点でございます。

それから第二点は、これも都市計画的に申し上げますが、これからの町づくりでぜひ考えていただきたいのは、小さい質の悪い住宅や商店建築をつくっていただくたくないということです。

今の建築は、十坪でも、三十坪でもうちが建ちます。五坪、敷地十五平米でもうちは建つんですね。それなりに設計をすれば、三階建てぐらいの建物は、岡田先生はつくらないと思いますが、一応できるのですね。これはとてもないことでして、実は敷地という感覚が全く日本の我々都市に住む人たちにございません。

三十年ぐらい前までは敷地というものに行儀作法があったのです。例えば、建ぺい率というのがありますね。敷地が百坪で建ぺい率六〇％といいますが、皆様は六十坪の建築面積で建物を建てればいいだろうと今は思いますが、ところが、昔はそうじゃなくて、百坪から十坪引いた九十坪の六〇％、五十四坪しか建てられない。こういうふうな敷地に對してそれなりの配慮をしていたんです。

それが、戦争直後の皆様方の建築活動は大変活発なものでございまして、違反建築続出でございまして、都市計画の方ではもう本当に言い知れぬ苦勞をして、なるべくいい町をつくらうとしたので

すが、敷地はだんだん分割されました。敷地が分割される限りは絶対にいい住宅は建ちません。ですから、ぜひこの敷地の最小限の規模、これはこの間の建築基準法で条例で決めるということになつていのですが、ほとんどの皆様方は御存じないと思います。

重要なのは、非常に質の悪い木造の建物が密集しているところで敷地の最小限規模を決めていたところを敷地の最小限規模を決めていたところを敷地の最小限規模を決めてうちを建てなければならぬとなると、所得の低い人に非常に大きいしわ寄せがいきますから、そこに対する救済措置をきちっとしなければいけない。こういう基本的な行儀作法がどうも抜けていたまま都市づくりをしてきたという点では、私のような技術者もそうなんです。行政も政治のお立場の方も、どうもそこら辺はびりつとした危機感がなかったんじゃないかと思えます。そこがひとつ二番目に申し上げたいことです。

それから三番目でございますが、神戸の場合、水の問題がございました。これは、私たちは大震災火災のときに何が一番重要かということ十数年前から東京の場合をとって議論しまして、落ちついたところは水だったのです。とにかく水があれば、これは当たり前なんです。水があれば、心理的な二日や三日、文句は言いますが、水があれば、肉体的にも危機的状況にならないでいられるわけですね。この水を町の中にいろいろな工夫をしてどれぐらいためておくかということが一番重要でございます。下水の問題から、例えば非常電源の問題から、水抜きには考えられないわけですね。

そうすると、例えば現在消防で耐震貯水槽がつけられておりますけれども、そのほか、皆様方御記憶あると思いますが、昔は市街地の中に堰とて、一回の発言時間はなるべく三分以内でお願いしたいと思っております。委員各位の御協力をお願いいたします。

いただきました。ですから、何でもかんでも都市を乾かしてしまうのではなくて、都市の表面を濡らせていく。水路を切り開くのもいいと思いますし、堰をつくるのもいいと思います。運河を入れるのもいいと思います。水を入れていますと、汚い、きれいというのがはっきりわかれるのですね、水のところにのみが寄れば汚いのがわかりますし、水質が悪くなればおいがしますし。

ですから、これはもう運輸省とか建設省とか厚生省とかそういう役所に関係なく、水をとにかく町の中に入れて備蓄する。例えば、最近電力会社が二十四時間の、夜の電力料金を使ってお湯をつくるという仕掛けがありますね。ああいうようなものも水を使いますね。それから、耐震貯水槽もありですね。とにかく、水についての御配慮を徹底的に政治におかかりの方も考えていただきたい、これが三番目です。

もうこれで終わりますが、最後に、非常に大きい地震災害あるいは水害、全部自然災害が都市を襲ったときに共通している問題は、お金のない人のところは被災は通り過ぎます。お金のない人のところは徹底的に災害はいじめに入ります。これは御記憶いただきたい。そういう観点から都市を眺め、そういう観点から都市をよくするということをお考えいただきたい。

以上で、とりあえず私の話を終わらせていただきます。

○遠藤委員長 ありがとうございます。以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。

可を得て御発言をいただきますが、その際は、恐縮ですが、所属会派及び氏名をあらかじめお告げをいただきます。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。藤井さん、どうぞ。

○藤井(孝)委員 三先生から大変貴重な御意見を拝聴いたしました。まことにありがとうございます。

それぞれの先生方にお伺いをしたいのでございますが、今委員長のお話がありましたように三分以内のこととございまして、またそれぞれの先生方から御質問があらうかと思いますが、私からは伊藤先生に御質問させていただきます。

今お話ありましたように、先生は都市計画の方の専門家でございますが、その観点から四つ御質問させていただきます。

まず一つは、今度の災害において、産業の復興について、これが第一点。それから次は、今先生のいろいろなお話がございましたが、災害に強い町づくりをどうしていくか、これが第二点目。第三点目は、その町づくりの推進に当たっての具体的な方策について。第四点目は、そうしたこれからの新しい都市計画に基づく町づくりの中で、やはり環境問題というものも重要視されてくるのではないか。この四点についてお伺いをしたいと思います。

ついで、どういふことをしていかなければならぬかということが簡単に言えば第一点の問題であります。とにかく、今回のこの問題、神戸というのは日本の経済にとっても大変大きな影響力を持っている地域ですから、とりわけ、そういった産業復興についての先生のお考えをお伺いしたい。

それから二点目でございますが、災害に強い町づくりについて、御承知のとおり、あそここの地域というのは前が海で、陸に上がって後側が六甲山脈、非常に細長い東西の都市でございます。そこで直下型の地震が、また非常に不幸にもその町に沿って西から東へと縦断するような形で直下型地震が起きて大変な被害になったわけです。そうした特殊の地域でありますけれども、やはりこれからの災害復興を考えますときに、今先生が提言されておられますけれども、例えば運河ネットワーク、水の問題、あるいはガスの問題にいたしましても、ライフラインが切断されますと、それを復旧するのは、高圧、中圧、低圧ということでもまた大変な時間がかかる。ですから、そういったセクターコントロールというものを分散させた方がいいのではないかと。

あるいは道路につきましても、残念ながら東西の道路しかなかったのですけれども、あそこで南北の道路を考えますと、新神戸トンネルのあたりですと被害が少なかったというのを踏まえまして、やはりそうした総合的な災害に強い町づくりを進めていかなければならないということで、災害に強い町づくりについての御質問をさせていただきます。

それから、その中でまたこれを具体的にどうやって推進していくかということですが、先般被災市街地復興特別措置法は成立させましたけれども、これに基づいていろいろな施策が進められていくと思えますけれども、けさのたしかNHKのニュースで、芦屋市の町づくりの問題についていろいろ報道されておりました。これは先生もお話があったと思いますが、やはり町を、具体的に

に都市計画を進めていくに当たっては、その地域に住んでいる人たちの意見と、いわゆる市当局と、いまいちようか、行政当局との意見の乖離と申しましようか、そういった問題、きょうのニュースでもその点が報道されておりましたけれども、これから被災地をみずから手でやっていくという気持ちを持つ市民と行政側の立場との乖離と申しましようか、その辺をどういふふうに通合させるといいますか、コンセンサスを得て進めていかなければならないか、これも大変大きな、重要な問題ではないかと思えます。

そういう中で、先ほど先生水の問題とかさまざまな問題をおっしゃられましたけれども、地下空間と申しましようか、今回いろいろございましてけれども、やはり地下が安全であるということとは私は言えるのではないかと。地下の空間、今先生のお話がありましたように、例えば東京都でもやっておりますけれども、公園の下に遊水地を設けるとかいろいろな形で今行われておりますけれども、そういった地下空間と申しましようか、そういった利用等を含めた町づくりの具体策についてお伺いしたい。

それから四項目は、先ほど申しましたけれども、いずれにしましても、環境問題というものは防災と同時にやはり町づくりの中で重要なファクターを占める。そういう意味におきまして、先生の都市環境についての、町づくりについての、都市計画についての考え方を聞かせただければと思えます。

以上でございます。

○速藤委員長 それでは、伊藤参考人お願いします。

○伊藤参考人 産業の問題でございますが、これは私は、率直に申し上げまして、零細中小企業の方に對するバックアップを徹底しておやりになるということが必要かと思えます。

と申しますのは、零細中小の企業は余り国際競争力とかそういうことに関係ない御商売が多うございいます。皆さん大体お年寄りの、御年配の方が

やられておりました、そういう方に対するバックアップというのは、むしろ経済復興というよりも、広い意味での高齢者に対する社会的な観点というものを入れざるを得ない。こういう話題は既にこういふふうな地震が起きる前から、中小企業庁なんかかなり手厚い、質のいい資金を特に中心市街地なんかへ配慮されておりましたし、あるいは私は、広い意味で日本の農業政策もそういう考え方があったのではないかと申すのです。

ですから、私のこの経済復興に対する考え方は、それなりの力のある人に対する、神戸をこういふ町にしようという夢、将来の方向を与えることも重要ですが、それよりもっと、その世界に入れない人たちに對する資金的な手当て、これは多分資金回収できないと思えます、できないと思えますが、資金回収できないことを覚悟にする公的な助成というのははかにもあるわけでございしますから、そういうことをやっていくということが一番重要なことと思っております。

それから、災害に強い町、これは土岐先生、岡田先生の領域に及びますので、私だけの分野じゃないと思えますが、私は、災害に強い町というのは、先ほど申しましたように生命ですね、人間の生命に對してなるべく危険性の少ない状況で人間がつくったものが壊れるというのが一番いいと思うのです。だから、建物が壊れないとか土木工作物が壊れないということではなくて、人間の生命に對して決定的な危険を与えないように建物が壊れれば一番いい。

住宅で申しますと、例えば住宅が半壊ぐらいでございまして、普通の四十男、五十男でしたら、ある程度冷静になれば、とにかく火のものを点検するぐらいのことは昔から教わっているわけですから、当然やるわけですね。ですから、そういう点で考えれば、全壊ではなくて半壊ぐらいで、そこで奥様や御主人が火のものを点検するというところで、随分私は火災の問題は数えると思えます。ですから、その点は、これから新しい、特に住宅についての考え方を技術開発に伴ってやっ

かなければいけないと思えます。もう一つ申し上げたいことは、先ほどの御質問にもございまして、町をつくるということとは、一度壊れたものをどういふふうに通合に直すかということも結果として災害に強い町なので。そうすると、そのマンパワーを、被害を受けた市街地にある、隠された能力のあるマンパワーを災害復興に向けてどんどん使っていくということをやらざるを得ないわけです。

私、今回の場合も、それからほかの大火の場合も、ずっと体験しながら感じておりますのは、市役所とか県庁とかいう公的組織に對して全部依存する、そういう行動はもう大體限界が見えてくるのではないかと。ですから、むしろ市役所、県庁に對して要求することは、インフラストラクチャーとか病院の維持とか、そういう根幹的なことに對して責任を持つべきであって、そして、みずからの生活の再建ということは、民間同士の中で隠された才能、あるいはこれまで考えられなかった市民同士のつながり、そういうものを掘り起こしていく、そういう運動をこれからやっていく必要があると思えます。

そのためには、例えば町づくりというのは、建築士というの非常に重要なお仕事ですけれども、ただ建築士だけではなくて、都市計画家という新しい自由業がもう成立しつつあります。あるいは区画整理というのも民間でやるために、これも一つの職業として出てきております。それから、不動産鑑定士とか弁護士さんとか、こういう人たちが、世の中で自由業として存在している人たちが市民に直接間にかけていく。

この自由業の専門家が市民の話を聞き、相談に乗りながら、それを市役所とか県庁につないでいくということがこれから一番重要じゃないか。そういうことは、これまで必要だと言われていたがなかなかできなかったのです。まさに神戸は、これからの新しい都市づくりに對して本當に、私たちのそういう今まで言っていたことを展開する、ある意味で大変な教育をここに示してくれ

たのではないかと思っております。

それから、環境の問題でございますが、これは、災害の問題は、地震に強いということだけのために、あるいは避難のためにだけ、例えば地下の構造物をつくれとか公園をつくれということは絶対成り立たないわけでございまして、常日ごろその町をきれいにし、快適にするように公園がある、その町の市民に対して非常にいいサービスをするために地下の施設がある、それが結果として大地震に対してあるいは大火災に対して極めて役に立つ。そういうように環境問題と災害問題をくっつけていきたいと思います。お金はそうございせんのでうまく使えない。そういう知恵は、今私たち専門家はつくりつつあります。ぜひそういう情報をお取りいただいて、いい町をつくるように政治家の方にお願ひしたいと思います。

○藤井(孝)委員 ありがとうございます。

○遠藤委員長 よろしゅうございますか、藤井さん。

○藤井(孝)委員 はい。

○遠藤委員長 それでは、先ほど手が挙がっている田野瀬さん、お願いします。

○田野瀬委員 自由民主党の田野瀬でございます。

土岐先生にお聞きをしたいと思いますが、先生のお話の中で、これだけ大きな災害になった理由は四つある、その一つに、直下型地震であったというお話でございました。直下型というのは活断層が動いて起きる地震である。二つ三つ質問があるのですが、ちょっと一つずつやらせていただきます。

活断層という地震以外に、さすればいろいろな種類の地震があつて、そして、ほかの地震はそんなに大したことはないのかということをお聞きしたいのですが。

○遠藤委員長 土岐参考人、お願いします。

○土岐参考人 私の説明が悪かったのかも知れませんが、海洋で起こるような大型の巨大地震ですね、これだつて、もちろんのことながら活断層が

動いているわけですね、動いて起こるわけですが、そういう意味では、地震を起こす断層すべて活断層と言ふべきであります。

したがって、私が申し上げたかった直下の地震というのは、内陸ですね、我々が住んでいるような内陸で起こる直下の地震ということでございませう。したがって、それは非常に地表から浅い、五キロであるとか十キロだとか、そういうところでの地震が動くような地震だといふふうに御理解をいただければいいのではないでしようか。

○田野瀬委員 じゃ、地震は、すべて活断層が動いて地震が起こる、こういうことですか。

○土岐参考人 はい、そうです。

○田野瀬委員 それと、先生のお話の中に、次の活断層が動いて地震を起こす非常に大きな可能性を秘めているのは、この二、三十年以内に南海道で起きる可能性があるというお話がございました。その南海道とはいかなる地区を指すのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○土岐参考人 私はいつもスライドとか絵を使つて話をしているわけがあるものでございまして、なすでお話してしまつてまことに申しわけなかったのですが、南海道と申しますのは四国の土佐沖でございます。土佐の沖、五十キロ、百キロぐらいのあたりで大地震が起る地域がございまして、そこを南海道の地震と申します。一九四六年に起こりましたマグニチュード八・一という地震もそのあたりで起こりました。

それで、東南海と申しますのは、もう少し東に参りまして、紀州ですね、紀伊半島の沖合で、あるいはそれからもう少し東あたりを東南海と申します。そういうところで起こった地震が一九四四年の地震でございまして。

○田野瀬委員 あと一点。

ということになりましたと、大体おおよその見当がつくわけですね。大体五百年から千年のタイムで動くんだということだったのですが、日本列

島、もうそれこそ数多く活断層がある中で一つ一つ点検していくと、二、三十年あるいは四、五十年あるいは五十年から七十年というふうな、そういう可能性がおおよそ見当つくつたならば、一度そういうデータを引き出していただいて、それを天下に公表していただくというふうなことも大変必要なことではないかと私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

○土岐参考人 私の話の中でも申し上げましたように、これは私自身が地震学の専門ではございせんので、私どもの周辺にいる地震学者の言を踏まえて申し上げたわけでございまして、彼らの申すことによりまして、今度の神戸の被害を起こした地震の近く、すなわち少し西へ参りますと姫路の方に参りますが、そのあたりに山崎断層という断層があります。それが一つの候補だと彼らは申します。もう一つは、今度の地震が今度は東の方に参りますと豊中の空港がございまして、あの辺からずつと京都の方に向かって有馬―高槻構造線というのがございまして、これも次の候補の一つではないかと今度には申します。

ただ、彼らは、地震学者がそういうことを公にしたがらない理由が一つございまして。それはいふだとなぜ皆さん方がお尋ねになるのですか。彼らにとつては、いふことは言えないわけなんです。要するに数十年以内に数回というくらいのことしか言えないんです。御存じのように、東海沖の大地震の予知をするために何十年もかかって予知の研究をしておつても、なかなかわからないわけなんです。それが、五百年、千年に一回しか動かない地震のことを、いつと何十年のオーダーで言えと言つたつてこれは言えないです。ですから彼らはそれを、いつだと言われるからためらつて言わないわけなんです。それで、それがすぐに起こらなかつたら、何だ、言つたつて起こらないじゃないか、これを言われるからなかなか言わないのです。ですから、私に言わせしめれば、地震学者に物を言わせたければ、余り責め立てないでいただきたい。彼らの言うことだけをそつと聞いて

てやつていただくわけにはいかないでしようか。そうすれば、彼らはもう少し物を言うようになると思うのです。

○田野瀬委員 そういう環境づくりをすればそういうことも可能であるということですね。

○土岐参考人 そうです。

○田野瀬委員 以上でございます。ありがとうございます。

○遠藤委員長 満遍なくいきなさいと思ひますので、安倍さん、少し待つてくれますか。それから、斎藤さん、ちょっと待つてください。

では、さきに挙がりました田野瀬さん。

○田野瀬委員 二点お伺ひさせていただきます。

最初の方はどなたにお答えいただければいいのかわからないのですが、サンフランシスコ地震のときに政府でも調査団が行つて、日本ではこういうときに高速道路等の被害は想像できないではないかというふうな話がレポート等に載っているわけですね。しかし、今回高速道路等幹並みやられたということで、そのことをややく言うわけではございせんが、阪神高速道路等の橋脚ですね、こういうところの耐震設計について、従来のものであつては、やはりああいう直下型では大変だといふふうに見ておられるのかどうかという点が第一点です。

それと、第二点が、建物の一九八一年の基準法見直しで、以降のものはかなり倒壊を免れていたということなんですが、さらに新基準に基づく基準の設定というふうなことを岡田先生がおっしゃつておられるわけですが、そういう新基準を適用いたしますとさらに頑丈になるということなんでしょうが、そのコストの点でもまたいろいろなことがあるかと思うのですけれども、八一年基準ではなお不十分であるという意味なんではないか。その二点をお伺ひします。

○遠藤委員長 最初に土岐参考人からお願ひします。

○土岐参考人 それでは、第一点目の御質問につ

いてお答え申し上げます。

阪神高速道路公団の橋梁、高架道路がたぐさん損壊を受け、あるいは倒壊いたしました。それらの多くのものは、既にもう語り尽くされましたように、古い基準でつくられたものでございまして、古い基準と申しますのは、例えば一九八〇年に新しい道路橋の示方書というものによっておられますが、それまでは、とにかくどれだけの地震力というのをかけて、それに対してよい、こういう単純な考え方でもございましたが、新しい基準では、ただ力で耐えるということだけではだめであると。さらにもっと大きな地震力を用いて、せめて、その状態においても粘り強さを発揮しなければならぬ、そういう基準に改まっております。

それで、今回多く倒壊したような高速道路というのはいずれもそういう新しい基準ができる以前の、すなわち昭和四十年代の初めぐらいにでき上がったものが多くございます。そういう観点から見ると、現在の時点、技術から見てもやはり足らなかったものだというふうに申し上げるべきだと思います。

したがって、非があったとするならば、それらに対して気がついていなかったかと申しますと、決してそうではございません。今の基準から見れば足りないというところはわかっておりました。それに対して、では強くなければいけない、補強をしなればいけないということに気がついておりました。そういう行為も既に始めてはおりました。ところが、それが余りにも遅過ぎたと、まだ大丈夫ではないかという気の緩みがいずれにもあったということとは否めないのではないかと私は思っております。

○遠藤委員長 それでは次に、岡田参考人にお願

いします。
○岡田参考人 二番目の質問についてお答えいたします。大変、ちょっと答えにくい問題、質問な

んでございますが……
基本的には、私は、八一年の基準をちゃんと使

いこなしてちゃんとつくっていただければ大丈夫であると思っております。ただ、いろいろな形の建物が世の中につくられますので、これを全部基準でがらがらに決めるといふのが、これはもう規制緩和の時代でございまして、非常に難しいところがございます。そこで、ちょっと基準をつくる側で思ってもみなかったようなものが出てくる可能性もありまして、そういうことがなければ、つまり素直に余裕を持って設計すれば私は大丈夫だろうと。

それで、さっきちょっと新しい基準でも壊れたものがあると申ししたのは、やはりちょっと特殊な形態で、これは基準を強化してそういうものが今後出ないようにできるのか、あるいは技術者が、本当は技術者が気をつけなければならぬんじゃないかと私は思っております。そういう指導というところと、おこがましうございしますが、技術レベルのアップで大半は私はカバーできると思っております。

ただ、一つちょっとこの際申し上げさせていだ

だきたいのは、土岐先生が先ほど、土木構造物では強さだけじゃなくて粘りを付加しておっしゃ

いました。建築も全く同じ考えに今立っております。最近の基準では土木関係と建築関係の呼吸が

非常によく合っておりますが、粘りを持たせると

いうことはどういふことかという、大きな地震

が来ると、例えばびびが入るとか若干の損傷が出

る。出なければ粘りは発揮できないんであります。ですから私も、多少そういう損傷は出て

○太田(昭)委員 太田です。きょうはありがとうございました。

伊藤先生に先ほどに関連してお伺いをしたいのですが、神戸は、去年どこかの新聞社何かの調査によれば、日本で一番住みやすいところはどこかという調査がありまして、一番は神戸であったと。また、神戸株式会社というふうに言われたりするのですが、昨年ぐらいいまではこれはポジティブな意味でかなり使われていたような嫌いがあると思

先ほど先生が、古い建物を徹底的にやり直すとい

いますかそういうこと、あるいは違法建築をなくす、水への配慮、こういう話をされましたが、日本のこれからもう少し大きなレベルから見ますと、あそこは非常に山があつて、細いところに動線がもう幾重にも通っているところがあるの

○伊藤参考人 神戸の場合に私さう思いましたの

ですが、中国縦貫道が実はうまく機能していれば

よかったと思ひますが、伊丹のところでもトラブル

がございましてね。私は、今の段階で考えますと

と、やはり中国縦貫道に対してもう少し京都方面

からしっかりした国道が来て、インターチェンジ

があつて、要するに、ああいう基本的な高速道路

あつてよかったかと思ひます。

したがって私は、これからの国土計画を考

えら面でも、こういう広域の高規格の自動車道

ですが、やはり国土全体に対しての、ドイツ型と

いいますか、どこかがやられても、どこかを

回れば必ず高規格の性能の道路で、あるいはもし

かすると鉄道もそうかもしれない、それで到達

できる、そういう組みかえ、そういうふうな国土

の交通幹線は考えていくべきだということは重要

かと思っております。

それから、それに関連しまして今度は都市の問

題でござい

ますが、これは、今回の話題は、ネッ

トワークというシステムと、それから、ネッ

トワークがありながら、片一方で自分の地域だけ

ある程度何とか自分自身の地域社会の工夫で頑

張れるという、そういう自給自足型というのです

か、ある程度の自己完結型、こういう地域社会と

ネットワークというライフライン系ですね、これ

との組み合わせということが大変重要になるかな

と思ひました。

ですから、もちろんガスについても三ランク

ぐらいあるというふうに私伺つております。非常

に高い高圧のものと、中圧とそれから低圧。高圧、

中圧というのは完全にネットワークとしてしっ

かり守るということは、これは技術者としては絶対

にやらなければいけないことですが、低圧のところ

については、場合によつてはある程度そこが

ネットワークから外れましても、ガスの末端の

エネルギー供給は、場合によつては緊急にプロ

パンガスで提供するか、あるいは場合によつては、

もっと簡単に言えばこのごろボンベの携帯用の

ガスコンロがございまして、ああいうようなもの

で、二、三日うまうやういふとか、そういう自給

自足の備蓄も入れて生活が維持できるような、そ

ういう都市づくりというのが必要になってくる、

その組み合わせの問題が重要かと思つておりま

す。

それからもう一つ申し上げたいことは、都市計

画

二二

建設委員会

平成七年三月十五日

第一類第十三号

画は、道路を地表面で二本を三本にしるか四本にしるというは、実は私、立体的にもそういうことを考えていいんじゃないかと思っております。もちろん、高速道路、高架の道路は相当被害を受けましたけれども、だからといって、あつものに懲りてなますを吹くということではなくて、高架でいい場合は高架をおやりいただいて高速道路をつくるということも必要でしょうし、場合によっては、地下でかなり深いところに土木的なライフラインとかいろいろなものを入れていくと。要するに、地下から地上まで全部立体的にデュアルの、二重系統のシステムを入れていくということを考えてざるを得ない。それが今の日本の都市地域の重大課題ではないかと思っております。

○遠藤委員長 それでは、大変お待たせしました。安倍さん、どうぞ。

○安倍(晋)委員 岡田先生にお伺いしたいと思うのですが、特に防災の観点からお伺いしようと思

います。
今回の大震災から、先ほど伊藤先生が、そのほとんどが家屋の倒壊で亡くなったというお話があったのですが、ですから、防災ということに関しては、建物が倒れないようにということに重点を置かなければいけないと思うわけです。また、先ほど岡田先生のお話の中からは、八〇年以降の建物については、新しい建物についてはそれほど顕著な倒壊というのはいなかったというお話でございまして、であるならば、問題は、八〇年以前に建てられた建物をどうやって補強をしておくかということが私は大きな問題だと思えます。しかし、特にその中でコストの面がやはり大きな障害になるのではないかと、それがどれくらい意味から、耐震の診断と補強、これがどれくらい信頼ができるかどうかということ、ではひとつやってみようかということにもなると思うのですが、その技術の最近十年間くらいは、八一年からさらに十三年間たっているわけなんです、どの程度またさらに進歩したのか、またコスト面においてもどれくらい進歩があったかというこ

とが第一点。

第二点は、問題は、これは補強が不可能であるという診断がなされたり、あるいは補強すべきであるという診断が当然なされると思うのですが、先ほど先生は情報公開というのが大変必要であるということもおっしゃっておられたのですが、多少の公共性があるビル、もちろんプライベートなビルであっても、テナントが何軒か入っている、あるいは人が何人か出入りするビルであれば、そのことは公開をするべきである。そのことによつて、問題になる補強不可能あるいは補強すべきであつても補強しないビルの新築を促すという観点からも必要である。またその方法があるのかどうかもあわせてお伺いしたいなと思ひます。

○遠藤委員長 では、岡田参考人、お願いします。

○岡田参考人 お答えを申し上げます。
耐震診断とか補強の技術レベルの問題に関しては、これは建築だけじゃなくて、先ほど土岐先生おっしゃいましたように、土木の方面でも重要なテーマになっておりますし、それからアメリカの方でも大変重要な課題になっておりまして、この点でのいろいろな日米の共同のシンポジウムが開かれたりということで、この二十年ぐらい続けてまいりました。

そこで、現在私も考えております、まず耐震診断のレベルと申しますのは、これをつくりましたときがちょうど今の新しい設計基準を考へている時期とはほぼ同時でございましたので、大体今の新しい設計基準と同じぐらいのレベルを基準値としております。それより低いものについては補強をお勧めするとかというようにことをやっております。

それから、実際のその補強の技術に関しましては、これはまだこれからいろいろ研究しなければいけないところもございまして、ある程度のところまではできるようになっておりますが、今回の震災なんかを見ておきますと、ビル物はまだまだよろしいのですが、木造住宅に関してはもうちょつ

と簡易な補強方法というのが、簡易と申しますか費用のかからないものあたりも開発できないものかというふうに考えている次第であります。

それから、情報公開につきましては、この建物は危険であるという、建物を特定して公開するところまで踏み切るかどうかというのは、私、ちょっとまだ決心がつかぬところでありまして、私どもがこの十数年公開してきましたデータというのは、例えば一九七八年の宮城県沖地震で仙台ぐらゐの地震が来たとする、鉄筋コンクリートの建物では全国平均で五割ぐらゐが大破になるであらう、中破を足すと一〇割ぐらゐであらう。それで、今回の地震の被害、まだ集計できておりませんが、ちょっと地震動が仙台より大きかったようございまして、それと調和的に被害率はもうちょっと高いようございまして。

この程度のマクロなデータはずっと公開してきたつもりであります。その辺に従って各地の地震の被害の想定なんかのデータにも使われているのですが、個々の建物をどうするかというのは、ちょっとと自身、きょうそこまで踏み込んだ方がいのかどうか判断しかねるところでございまして、できましたら、補強するとか取り壊すとかいう対策がもう決定した段階で公表するとか何かの手が、危ないけれどもはっておくと、うのが一番つらいのかなという気がいたします。

○安倍(晋)委員 あと一点だけ、八一年にも基準がおありでしようから、その八一年の耐震のチェック基準、診断基準の結果と、今度の震災の結果のチェックというのは今後なさるわけでしょうか。

○岡田参考人 ぜひこれは、今後それをチェックしていくことがいろいろな意味で重要だと思っておりますので、計画しております。

○安倍(晋)委員 ありがとうございます。

○遠藤委員長 では、斎藤さん、どうぞ。

○斎藤(文)委員 自由民主党の斎藤でございます。土岐参考人、それから岡田参考人に一点ずつお

尋ねをしたいと思ひます。

今回の地震の特徴でございますか、これは都市直下型であつたということが一番大きな特徴なのかと思ひますけれども、昭和二十四年に気象庁が震度階級を改めて初めての震度七を記録したということございまして、この規模の地震というのは、今まで過去何回も我が国でもさまざまな地震が起きていますけれども、また海外でも昨年のノースリッジ地震とかいろいろあつたわけですが、今までの過去に起きた地震、大体この程度の地震だったんじゃないのか、そういったような特徴というのは、もしおわかりでしたらお教えいただけませんか。

それから、岡田参考人にお尋ねしたいのですが、我が国の耐震基準、世界でも有数の地震国と言われているわけですが、世界でも有数の地震国と比べてこの耐震基準の水準というのは今どういうふうになっているのか。それから、先ほど来お話を伺っておりますと、一九八一年に改定された新しい耐震基準を急いで見直す、そう大きく見直す必要はないのか、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○遠藤委員長 最初は、土岐参考人からお願ひします。

○土岐参考人 それでは、第一の御質問についてお答え申し上げます。

お尋ねは、今回の地震は果たしてどういう特徴が過去のものに比べてあつたかということだと思ひますが、地震の特徴と申しますことを考える際には、三つの点に分けて考えなければなりません。まず第一は、地震の起こり方でありまして、どういうところでどういうふうにして地震が起つたかということ。第二は、そういうところで起つた地震の波動が、遠くで起つた地震がどういうふうにして伝わってきたか、それが第二点でありまして、第三は、人や物があるところで土地がどういうふうに変動したか、その三点に分けて考

えなければならぬと思います。

そういう観点から見まして、今回の地震というのは、地震の発震機構と申しますが、地震が断層で起こるわけですが、その起こり方というところから見ますと、全く極めて通常の地震だというふうな言ってよからうかと思えます。断層の幅が大体四十キロくらいです、厚さが、幅も二十キロほどであります。大体真ん中あたりから両側へ向かって破壊が伝わっていったということであります。破壊の走る速さも大体毎秒三キロくらいでございますから、破壊が続く時間が六秒とか七秒とかでございます。地震の記録を見ましても、確かにそんなものであります。十秒以内で急に破壊は終わっていったということがわかります。さらには、今度の地震は右横ずれと申しまして、こういう鉛直な断層面がずるつと水平方向にずれるというふうな、典型的な右横ずれ断層というものであります。決して上下方向にずれるというふうな地震でもございせんでした。そういう意味から見ますと、特に変わった地震だというふうには考えなくてよさそうであります。

それでは、どういう特徴があったかということ無理に考えますと、これは最後に申し上げた、三点目ですね、地震を受ける側によって地震の波というのはいくちか変質するものでございますが、先ほど私の最初のお話のところでも申し上げましたように、私もこれまでやってまいりました観測のネットワークでとれた記録というのをお手元の資料に入っておりますが、これを見ていただいてもいいのですが、一番上にありますのは神戸大学の山の中のとれた、トンネルでとれた、岩盤でとれた地震の記録であります。これは十数秒で振動が終わっております。ところが、どれか下の方の、真ん中あたりのやや下でしうか、例えば「SAKAI」とか「TADOKA」というような地名を書いたものがございまして、これは大阪の方なのでありますが、こういうところでは非常に長い間ゆらゆらと揺れております。一つの同じ地震でありながら、大阪の南の方の町と神戸の山

とでは随分違う。

これはなぜかと申しますと、北は六甲山、南は紀伊海峡の和泉山脈のあたり、あるいは東は生駒それから西は淡路島、こういう山地で囲まれます。大阪湾の、盆地になっておるわけでありまして、そういうところに一たび地震の波が取り込まれますと、なかなか外へ出ていかぬ、中でゆらゆら揺れる。要するに洗面器の中の水が揺れるようなことが起こっておるわけでありまして、そういう事柄が今度の地震で起こっておるということも、こういう記録から読み取ることが出来ます。

しかし、そういう意味では、あの地域での全体的話でありまして、神戸だけで起こったことというの、格別特殊な地震動であったというふうには私も理解はしていません。

○遠藤委員長 それでは、次に岡田参考人、お願いします。

○岡田参考人 お答え申し上げます。

日本の耐震基準のレベルをはかの国と比べてどうかというのが最初の御質問だったと思っておりますが、このレベルというのが実は二つございまして、一つは、考えている地震の大きさと意味のレベルをまずお答えさせていただきます。

これは、大きな地震の起こる可能性の高いところは高くしなさいというところでありまして、世界的に見て、日本の基準とそれから例えばアメリカのカリフォルニア、一番地震の多いところでございますが、その辺で考えている地震動の強さのレベルは、大体今同じレベルだと私は考えていいと思います。

この辺も、ここ二十年くらい、日米の共同のいろいろなプロジェクトが行われまして、一つの合意点と申したらあれでございますが、こんなものかなというのが双方の現在の段階でございます。ですから、日本は八一年に基準を変えましたが、アメリカの方も八八年くらいに大体同じくらいのレベルにそろっております。

それから次は、その中で、そういう地震を設定

して設計のやり方とか何かがどのくらい上手にできているかというレベルがございまして、これも日米を比較しますと、いろいろ気持ち合合してまいりまして、大体同じ考え方に基づいて設計法が組み立てられております。ただ、若干違いますのは、アメリカの場合は、技術者の裁量による範囲が日本より広いとございます。そのために、でき上がってくる建物は、これは私の個人的な考えでございますが、日本の方がちょっと規制が強いので、最低限は割合そろえやすい。アメリカの場合には設計者の自由裁量の余地が広がっておりますので、いいエンジニアがつくるといいものができると、そうではないとぐつと下がるという、ちょっと幅が大きいかなというのが私の感想でございます。

それから、八一年の日本の現在の基準の手直しの問題がございまして、さっき申しましたように、建物というものは基準だけでできるのじゃなくて、その基準を技術者がどう使いこなしていくか、どんな建物を建築家がお考えになるかといういろいろな複雑な要素で、最終的にでき上がってくる建物の耐震のレベルが決まります。そういうことがございまして、私は、いわゆる基準というものはこのくらいにしておいて、それを十分使いこなせるような環境をつくっていくといいたいです。技術レベルをずっとそろえて高めていくというのがまず第一にやることではないかな。そうでないと、今回ちょっと被害が出たような少数のものをつかまえて大丈夫なように基準の側でやっていくために、本当の規制型のこういうものをつくらないてはいけません。せっかくいいものまでだめにするのじゃなかなという危惧がございまして、その辺の議論をもうちょっと進める必要があるかなと思っております。

○遠藤委員長 よろしいですか。

○岡田参考人

○根本委員 斎藤先生の質問に関連いたしますけれども、私は高速道路の橋梁が倒壊したということにつきまして、土岐先生に、その原因、そして

耐震基準の問題についてお伺いしたいと思います。

日本の高速道路、非常に安全だ、こう言われておりまして、私も今回倒壊したことに付いて、何で落ちたのかとよく質問されるものですから伺いたいのと思うのですが、先ほど土岐先生の方から、古い基準だったから落ちたんだ、そういうお話がありましたけれども、今回の倒壊の原因としては、直下型地震だったとあるいはビルツ工法というものをとっていったところが落ちたんだとか、いろいろありますけれども、先ほどの補足になると思いますが、先生としてどのように今回の原因を分析されておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、日本の耐震基準が大変評価が国際的に高いというお話がありましたけれども、今回の倒壊の要因分析を踏まえて、耐震基準を見直す必要があるのかどうか、あるいは見直すとしたらどのような観点から見直すのか、この点につきましてお伺いしたいと思います。

○遠藤委員長 では、土岐参考人、お願いします。

○土岐参考人 お答え申し上げます。

まず第一点の、古い基準だから壊れたんだというふうに申し上げましたが、倒壊したものの大半数は古い基準であったというところは間違いないと思っております。そうしますと、先ほどビルツという言葉もお使いになりましたが、これはドイツからやってきた技術に伴ってついていた名前でありまして、特殊な工法の名前を言っておるわけでありまして、これもやはり昭和四十年代の初めにできた構造物だと私も聞いておりました。現在の基準でも設計しておれば、ああいうことにはなっていないかなと私は思っております。

それで、さすれば新しい技術でつくったものが一切何らの損害を、損傷を受けなかったかと申しますと、決してそれは事実ではありませんでして、部分的には被害を受けております。ただ、全体がひっくり返るというふうなドラチックなこ

とではないわけでありますが、部分的にはあります。

なぜかと申しますと、高速道路というのは、これは神戸市内にあります通常の高速道路のようなものではなくて、阪神高速の場合でしたら、湾岸線と申します、もう一つ海側にも橋があるわけですが、道路があるわけですが、そういうところでは、割合新しい規格でつくられたものがあります。そういうものが部分的に損傷を受けています。

そういうものが一体どうしてそういうことになったかというのを考えてみますと、そういう海を渡るようなあるいは大きな川を渡るような橋というものは、非常に多くの部分から成り立っており、上部構造と申しますが、スチールやコンクリートでできているその部分だけではありませんで、それを支えるところの橋脚があったり、あるいはその上部構造と橋脚の間をつなぐ、私どもも支承と申しますが、そういう部分があったり、あるいは目に見えない下の基礎の部分があったりいたします。そういうたくさんある部分から成り立っているものから、その一つの部分がだめになっても、結局はそれが引き金になって次々いろいろなところに影響が及んでいって、最終的にはその橋は使えないということが起こってまいります。

そういう意味で、私どものこれまでの技術というものは、そういう最も主要なところについては、最大の注意を払ったり検討を詳細に重ねてつくり上げるということをいたしますから、そういうところにはなかなか損傷を受けたり被害を受けたりしないのですが、それを支えるところの、非常にマインな部分という言葉はいけないのかもしませんが、メインでない部分があります。そういうところに対する配慮が欠けていたところがあるのではないかと反省があります。そういうところを今回の災害というものを反省して見直していくということは、私は必要であらうと思っております。

それから第二の、耐震基準を見直す必要があるのかという点であります。

これは岡田先生のお話にありましたが、建築物も同じであろうと思いますが、やはり大体が十年単位ぐらいでこれまでも見直しをしてくれているわけですね。橋梁の場合にも一九七〇年、次は一九八〇年というぐあいに、その都度その都度、基準を新しいものに変えてきております。そういう観点からいいますと、数年前に新しくさらに、道路橋の設計をする部分が多少手直しをされております。

しかしながら、一回目のお話で申し上げましたように、直下で起こるような地震というものに対しては、私どもはやはり十分な配慮はこれまでできていなかったと私は思っております。そういう観点からいいますと、直下の地震だからすぐに上下動を大きくしなければならぬというところに結びつくかどうかは別であります。これまで考えていないような挙動を構造物がする可能性もやはりあると思っております。

したがって、この点につきましては、これは、まだ何しろ地震が起こって二月やそこらでありますから、にわかにはここで私の考えを申し上げるほど自分自身もまだ勉強してはおりませんが、いまだしばらく時間をかけて、どの部分に対して地震に対する配慮が足りなかったのかということがおおい明らかになってまいらぬと思っております。その時点で基準を見直すということは必要であらうと思っておりますし、現時点で、既にこの阪神高速の場合なんかは、復旧工事をしなければならぬということとで、今鋭意新しい設計にかかっておるようでありますが、そういうところでは、これまでにはしていないような新しい配慮、検討を行っているはずであります。

○遠藤委員長 根本さん、いいですか。
○根本委員 はい。ありがとうございます。
○遠藤委員長 それでは、松本さん、どうぞ。

○松本(龍)委員 社会党の松本です。お三方に一問ずつ端的に質問をさせていただきます。

土岐先生にお尋ねをいたしますけれども、いみじくも一番最初に、地震の洗礼を受けなかったというお話をされました、本当に重く受けとめているところですけれども、私たちは、関東大震災にも耐え得るという神話のようなものがあって、あのころはいわゆる高速道路も超高層ビルもないわけ、まさにそこそこ、なかなかかシミュレーションのしようがなかった。しかも、ロスゼルス地震といいますが、あれは、ロスゼルスはロサンゼルスから三十五キロぐらい離れたところで、まさに、インフラが成熟をした、人口が密集した都市で起こった地震としては、私は、関東大震災以来なかなか、世界で初めての経験ではなかったかというふうに考えているわけですが、

そういってところで、今までシミュレーションをされてきてここが大きく違った、そして、こういう貴重な経験を、この都市型地震に対して日本が受けた教訓を、まだ情報が足りないとおっしゃいますけれども、世界にこの教訓をどういうことから発信をしていきたいかということをまずお尋ねをしたいと思っております。

岡田先生にお尋ねをしたいのは、先ほど種類、用途でランク分けをして重要度係数というふうな話をされました、都市計画的なマクロ的な視野でというふうに言われましたけれども、その重要度係数と、短期的なもの、長期的なもの、新たな耐震の改正が要するなというふうな発言をされたと思っております。つまり、重要度係数が高いものから耐震基準というものを変更できるのか。そういうこと、前倒しに、公共建築物であるとか病院であるとか学校であるとか、そういうものの重要性にかんがみて、まずこの辺からしっかりした耐震基準をつくるということが可能であるのかということとを先生にお尋ねをしたいと思っております。

ではタイムレースだと今回は思っております。しかも住民の合意形成というののも一方で重要なことで、都市計画の確定に向けて大変今、市でも、各地域でも混乱が起こっているようですけれども、本当の防災都市、あるいは高齢者に優しい町づくりをするためには、行政としてはこういうことをやってほしいんだ、あるいは、住民の皆さんには、私権制限あるいは私権保護等々ありましようけれども、こういうことをお願いをしたいということがありましたら、お願いをしたいと思っております。

以上、三点です。

○遠藤委員長 それでは、順番に、土岐参考人からお願いいたします。

○土岐参考人 では最初の御質問にお答え申し上げますが、今度の地震の被害を受けて、それから何を学んで何を世界に発信するのとお尋ねであったと思っております。

先生の御指摘のように、これだけの大会がこれだけのインテンシブな被害を受けた例というのは、私も、おっしゃるとおりこれまで例がなかったと思っております。ノースリッジの件を出しになりましたが、その四年前のロサンゼルス市の地震も、これはサンフランシスコの町から見ますと数十キロ、ずっと南で起こったものでございましたし、被害の額にしましても、今回の地震の被害の二けた小さいものでございました。そういう意味からしても、今回の被災、被害というのは有史以来と申し上げてもいいのではないかと思います。

一九八〇年にアルジェリアで大地震が起こりまして、しかし、それは砂漠の町の真ん中のようなところでごさいます。そこで断層のずれが、これは上下にずれた断層でございまして、数メートルずれた断層でございまして。私はそこにも国の調査団の一員として参りましたけれども、これは町から三十キロほど離れておりました。

そのときに思ったことは、こんな断層が日本の都会で起こったら一体どんなことになるのだろうかという、本当にそのことは恐ろしい思いがいたしましたし、そのときのスライドもたくさんあります。一般の方々に對して講演するときに、いつもそのスライドをがんに入れてまいりました。こんなことが皆さんがお住まいの都会で起こったらどうでしょうか、ぞっとしないでしょうかというのを申し上げてきました。まさにそのことが今度起こっているわけです。

したがって、神戸の、阪神地区のような、あれだけ人口が、あるいは物資の、あるいは交通機関にしましてもインフラストラクチャーの稠密に発達したところで、そしてその真下で断層が起これたらこんなことになるんだということを、それこそ世界じゅうの方々に知っていただいで勉強していただく。我々はそういう情報を発信する義務があると思っております。

○遠藤委員長 それでは、岡田参考人、お願いします。

○岡田参考人 お答え申し上げます。

重要度係数という言葉を私申し上げましたが、これは実は現在でも、今の基準は先ほど申しましたように最低基準ということでつくられておりますから、それに上乗せしていけばできるわけでありまして。例えば、先生が御自分のお宅をつくられるときに倍ぐらい強くしたいということになれば、それでできるわけです。ただ、ちょっと費用がかかります。事実、公共建築とか、あるいは静岡県ではもう県の条例でそういうものを指定するとかということが行われておりますので、任意にとかくできません。

ただ、一つ検討しなければいけないと思ひますのは、横並びに見て都市計画的に申しましたのは、建物だけではないで、橋というのはいくらかいいのかな、やはり病院はこのくらいに、少しアップしておいた方がいいのではないかと、こういう横並びの議論をしながらコンセンサスを得ていくというプロセスさえ踏めば、今の基準でもできます。

これをどのくらいのレベルで法律化するかというの、私ちょっとよくわかりませんが、法制化しなくてもできる話ではあるのでございすね。

それから、伊藤先生とよく議論して、まだちょっと誤解があるので、きょう私初めてわかったのですが、住宅と病院とどっちが大事だという議論をよくしていたわけでありまして、根底にありましては、住宅も人が死なないという手だてはしなければいけないという前提で私は重要度係数を申し上げてきたということでございますので、その点は、済みません、ここで会話を交わしましたが、今のお答えの一つとして発言させていただきます。

○遠藤委員長 それでは、伊藤参考人、お願いします。

○伊藤参考人 私、実は太田理事の御質問のころの前半をちょっとスキップしたので、それに絡めながら松本理事にお答えしたいと思ひますが、神戸は確かにいい町だと言われているわけですが、それは事実なんです。というのはいくつかあるという、私、兵庫県と神戸市のお役人がだめだということになる、地方分権なんて何の役にも立たないと思ひます。都市計画では、神戸市の皆様方の仕事に対する能力とその才能、センスのよさというの、は率直なところ大変高く評価していただひです。

しかし、問題は、その都市計画全体にあるかも知れませんが、これは神戸市であらうと大阪市であらうと東京都であらうと、基本的にその答えがもう技術の範囲、行政の範囲でできない領域について非常に限界を感じながら仕事をしていたために、先ほどから言っている古い木造住宅街地というのには残されちゃっているわけですが、これはもう仕事の限界というのをごさいますして、そこはお役人を私は責めないですね。その枠組み、仕事をやる枠組みを政治側がお変えになっていただければ、かなりのことを神戸市の能力のある吏員の皆様方はやられていたと思ひますね。その辺を一つ申し上げたいと思ひます。

ですから、神戸で起きた話というのは、実は大阪でもございまして、東京ではもちろんありますし、あるいはもしかすると広島でもあるかも知れない。ということは、日本の既存の都市の中にまだまだ戦後五十年たつて全く解いていない、非常に深刻な市街地を残して我々は生活をしているということなんですね。

それから二番目に、松本理事の行政と住民の分担ということでございますが、私は市民の皆様方の持っている町づくりに對する情報量は物すごく大きくなっていると思ひます。これはよく私実際に町づくりをやっている方といろいろお話をしますが、そのときには私の知識よりも超えてすごい知識のストックを持っている方いっぱいおられます。それから、町はこうしたいという御判断の鋭さも私たちよりずっと鋭い判断をされている方がおられます。

そこに対して行政が、とかくこれまで市民の判断についてはまだ十分でないんじゃないかと、いうそういう形骸を、戦後からの形骸をしょって来たんじゃないか。これは今後ろに役人の方おられますから氣をつけながら言っているんですけども、そういうにおいがあるんじゃないか。ですから、そこをどうするか、もう要するに町をつくるのは、役人の方が過保護なママ、教育ママのようなことをやる時代は終わった、いい町をつくるのもよくない町をつくるのも皆さんの腕次第、皆さんの協力次第でできるんだよ、それを一度やってみなさいという時代に入ってきたんじゃないかと思ひているんですね。

行政は何をやるかという、行政は、基本的にそういうところでたえられない、例えばお年寄りの問題とかあるのは今出てきました病院の問題とか、それから決定的にこれはもうどう努力をしても民間ではできない、例えば今回神戸は大変ある意味で状況が助かったのは風がなかったんです。風があれば、必ずこれは延焼火災になったはずですね。そのことは物すごく危険で、あれでとまったのが当たり前と思ひゃいけないんです。

そうすると、それは何かというと、道路の幅が、ある一定の幅あればもしかすると延焼火災を食い止められます。ですから、そういう点では、今都市計画法でしたか、基準法でしたか忘れましてたけれども、これからは道路は六メートルを原則とするということになっていきますね、道路の幅員。とりあえず、だけれども既成市街地では六メートルにできませんから、四メートルでもやむを得ないということになる。本来道路は六メートル。

しかし、今度の場合にみじくも出てきたのは、道路が八メートルあれば風がないときは見事に延焼は食い止めていきます。ですから、そうなりますと道路の幅員が決定的に少ない、込んでいます。それは思ひ切つて、これは住民の方に申しわけないんですが、父親的都市計画で、道路はもう六メートル以下のものは絶対認めないとか、本来八メートルで通すとかそういうことをやっていたら、そういうふうな行政のやることを非常に明確にしていたら責任を持ってやっていたら、そのかわり、それ以外のことはもう住民に任せ、そういうことをやる必要があるかと思ひます。

○松本(龍)委員 どうもありがとうございます。

○遠藤委員長 では、沢藤さんどうぞ。

○沢藤委員 私は岩手県に住んでいますが、岩手第二の都市といつても、盛岡に次いで人口は十万人足らずなんです。この前のような震災が我が

郷土に起きた場合を考えた場合、空間はたつぷりある、水はどこにもある、ガスはボンベで運搬というふうなことからして、非常に様相が違つてたんじゃないかという気がするんです。私は、過度に集中し過ぎた大都市、都市構造というものの欠陥をこの際反省し、検討してみよう必要があるんじゃないかと思つてゐるんですが、どなたかに感想をお聞きしたいと思つてゐます。

というのは、それも日本の場合、御存じのように全国総合開発計画、全総から始まりまして、新全総、三全総、四全総という大きな流れの中で、拠点開発都市だ、全国交通高速ネットワークだ、そして今度は地方の時代だ、多極分散だというふうなうたい文句がずっと続いてきたんですけれども、事実は逆行して、太平洋ベルト地帯に人口集中していますよね。過疎は過疎なりの大変な問題を抱えている、過密は過密としてのこのような欠陥といえますか、弱点を露呈した、これが私たちに課せられた大きなこれからに向けての考えるべき課題かなという感じがしてゐるんです。

そのことについてのお考えをお聞きしたいというところ、それと震度の関係で、都市と農村との関係で、食糧というのは一番大事なものです、今回は局地的な震災ということですから、日本の各地からいろいろな食糧なり救援物資が集中するということもあつたんですけれども、これが地震だけの災害じゃありませんで、全国規模の災害が起きた場合一体どうなるんだらうか、あるいは地球規模の大災害ということになった場合どうなるんだらうか。

先日発表になつた数字を見ますと、日本の食糧自給率はカロリーベースで四〇%を割りましたね、三七%。穀物ベースで二二%。これは災害対策として最も何か弱点じゃないかという気がするんです。別に私は大都会の方を敵視しているわけじゃないんですけれども、全体的に言えば、頭でっかち、都市先行型、そして農業、林業というふうなものは何か時代おくれみたいな日本のムードの中にありまして、しかし、考えてみますと、

人間というのは車がなかったり石油がなかったりした時代も人類は生きてきたんだけれども、人類が生きていく上には絶対なければならぬものは空気と水と食糧でしょう。

これを確保し、あるいはつくつてきたといえ、これはやはり森林、山林、農業だという基本を置き忘れて二十一世紀を迎えたら大変なことになるんじゃないかなという、後輩、子孫に対して私は何となく済まないような気分になってきてゐるんですが、そうした環境と食糧、生命、健康というところと関連して、今の日本のこうしたアンバランスというんでしょうか、農業、林業に対する配慮の薄さ、浅さ、そういうものがさつき冒頭に申し上げたことと震度の関係で考えさせられるんですが、以上のことについて御感想をお願いしたいと思つてゐます。

○遠藤委員長 では、伊藤参考人。

○伊藤参考人 国土に起きるいろいろな危機といふのは、もちろん地震だけではございせん、食糧危機もございせん、あるいは気候温暖化に伴う危機もございせん。

質問は二点ありだつたと思つてゐます。一つは、青森でございまして、青森、八戸、弘前、こういうような町、そこでは地震に対して、神戸で起きるような決定的な話題がないではないかというお話ですが、ひとつお考えいただきたいのは、地震のときの住んでいる方の御不満ですね。これは常に相対的なものだと思います。ですから、例えば八戸で地震が起き、仙台でこの間地震が起きた、宮城県沖でございましたね。あのときに、ライフラインの問題が一番深刻であつたんですが、一番皆様が不平不満を言つて非常に気持ちが高ぶつたのは、下水が使えない、四階建ての普通のマンションの上でお暮らしの方が、これはとんでもないことだ、そういうことが大変大きな話題になつたわけですね。仙台の場合には食糧はどうだとかあるいは子供がけがをしたのを病院に連れていけ、これはなかったんですが、そうすると不平不満は、神戸の場合にはマイノリティーであつた下水が使

えないということが仙台では非常に高い位置を占めてくるわけですね。

ですから、災害が起きたときのいろいろな住んでいる方の問題というのは、絶対的にこれがうまく解けたからいいではないかという問題ではなくて、常に相対化される問題だと思つてゐます。そういう点では、私たちは、都市災害というのは、中小都市に起きる都市災害、それから五十万ぐらいの都市に起きる都市災害、百万、全部違ふと思つておられます。その違いは言つたように極めてソフトな問題ですね、心理的な問題、それにかかわるかと思つておられます。

それから、都市の規模の問題でございしますが、これは非常に難しいございしますが、例えば、極めて深刻な都市災害が起きたときに、けが人あるいは死んだ方、そういう方に対しての配慮をきちとできて、そしてなおかつ一定量の例えばちゃんとした食糧を供給できる、そういうような都市はどれぐらいあるかということになると、もちろん十の都市ではそれなりのレベルで供給ができると思つてゐますが、しかしもう一つ、特に病院の問題なんか考えてみますと、きちとした総合病院、それがあつたところは当然必要になつてまいりますし、場合によってはそれなりの工場があるというところも必要になつてまいります。そういうふうなことを考えますと、私は、やはり人口が三十万から五十万ぐらいの都市、これがしつかりと機能できるということが地方にとって一番重要ではないか。

もう一つ申し上げますと、災害が起きたときに、その災害が起きた都市の中ではないいろいろなものをみずからつくれない状況になります。神戸でもそうでございまして、そうすると、そこへ品物を送つたり人を送つたり、あるいは病院をこちらへ持つてきたり、そういうことをやるための健全な都市が必要なのわけですね。その健全な都市があるかないかによって、被災を受けた都市の回復が決定的に違ふわけですね。極めて幸いなことに、神戸は大阪がございました。だから、大阪の恵口

言つていただけますけれども、何とか大阪がサポートしたのです。そういうふうな考えていきますと、やはり県の中にしつかりした、人口三十万から五十万ぐらいの都市がきちとあるという重要性は大変大きいと思つてゐます。

それから、三番目の食糧の問題でございしますね。この問題極めて重要でございしますが、一つ、ドイツでは農耕地は減らさないで極めて粗放型の農業をやつておられます。これはもう御存じのとおりです。粗放型の農業をやつてゐることに對して、これは土地利用上、環境的にも粗放型の農業はいいわけですから、それに対してドイツは国庫補助を与えています。ですから、日本の場合に、農業の従業者が少なくなつたということと農地面積が小さくなるということとは、私は切り離して考えていいんじゃないかと。ドイツのような粗放型農業を展開すれば、それ自体がいい国土保持になりますね、環境的に。

それから、もう一つ申し上げたいことは、農業従業者を今までのように土地持ちの農家からではなくて、農業に對してもっとオープンに公募、農業市場を公開された方がいいのじゃないか。それ随分農業のイメージが変わると思つてゐます。ついでに、私、北海道の十勝の大規模な農業経営の問題を議論してきたのです。そこで起きた問題がまさにさうでございまして、農家というものが農業を経営するという時代は過ぎた、まさにそこでは、十勝においても新しい企業型の農業をやらない限りは、日本農業の先が問題だという議論をしておりまして、それだけ申し上げておきたいと思つてゐます。

○遠藤委員長 よろしいですか。

それでは、玄葉さんどうぞ。

○玄葉委員 ちょっと時間があるみたいですから、半分感想になるかも知れませんが、今回の震災で私も考えさせられたことの一つは、まさに先ほどおっしゃつたような、地震が人を殺したのじゃなくて、建物や人を殺したのだというふうな思ひます。ですから、その意味では、

建物の耐震性という問題にはどうしても注意を払わなければならないというふうに思います。

そこで、きょうずっと注意をしてお聞きしたかった、また聞いていたのですけれども、全国どこでもどんな建物も全部建物を丈夫にするということになれば、大変なマネーコストがかかるのだらうなという気持ちがありましたから、さあ、どこを、しかもそのどのどの建物をという気持ちでずっと聞いておりました。

その中で、先ほど岡田先生が東海は結構進んでいるのだ、我々、委員会の中でこの間法律が通りましたけれども、東海は単純延長というかさして、いわゆる学校とか医療施設などを財政補助していることもあって多分進んだのだらうと思うのです。そういう意味では、市街地の真下に活断層が走っているようなそういう地区などは、もう恐らく優先度が高い地区としてこれから相当配慮をしていかなきゃいかぬのだらうなと思ひながら聞いておりました。

また、何をという意味では、先ほどお二人で議論されているように用途の問題、あるいは伊藤先生は何より恐らく古い密集住宅地ということなんだらうなというふうに納得しながら聞いていたのですけれども、先ほど来からお話あったマネーコストをできればわかりやすく端的に聞きたいのです。つまり、補強したときにどのぐらいかかるのか、あるいは新しい建物をつくるときに、通常の建物を建てるよりもいゆる今回の震災に耐え得る建物を建てるとしたら例えば一割増しぐらいかかるのだとか、五割増しなんだとか、その点をお聞きしたいということが一点目です。

もう一つは、私も沢藤先生と同じで、もう一つ考えさせられたのは、まさに国土政策も反省すべきだなと率直に思いました。その意味では町づくりもまさにそのとおりですね。伊藤先生おっしゃったように、敷地を確保しろというのは全くそのとおりだなというふうに思いましたし、分散政策の必要性というの改めて感じました。また、同時にもう一つ、これは質問になるかど

うか、伊藤先生マスコミはどうも東京に地震を起こさせたいようだというふうに最初におっしゃっておられましたけれども、私もちょっとマスコミの論調はそういう部分があるかもしれないけれども、一方で、危機管理という意味ではもちろん博多だって広島だってすごく大事なだけけれども、危機管理という面から見れば、やはり議論はむしろ起きているのも必要なだらうなと。

震度八に耐えられる建物をつくっても震度九が来たらどうしようもないというところがありますので、保険を掛けるという意味で、国会議員が大事なわけじゃなくて、やはり国の体制として大事な部分はありますから、そういう意味では危機管理の面から東京の対策というのはより重要になってくるのはやむを得ないのじゃないか、そのように思います。

若干感想めいたことで恐縮ですが、お願いします。

○遠藤委員長 岡田参考人お願いします。

○岡田参考人 補強などをするときのコストの問題についてお答え申し上げます。

建物ごとによって違うかと思ひますので例を申し上げますと、例えば学校建築を補強する、旧基準の学校建築を今の基準のレベルまで上げるというときに、極めて大ざっぱでございすけれども、新築をする、取り壊して新しいのをつくる費用の一五%から三〇%ぐらいかかりますと大体今の基準ぐらいに直せます。そんなことでありますので、これも大ざっぱに言いますと、一棟建てかえる費用で古い校舎が三棟分とかレベルアップができる、こんな感じかなとらえております。

それで、普通の民間の建築などですと、補強に新築の五割以上かかるとなると、大分古くなっていくから、それじゃ頭張って新築するとかいいうような判断もされるようございまして、おっしゃったように、補強のコストがどのぐらいかかるかというのが補強するかどうかというこの非常にキーポイントにならうかと思ひます。

○遠藤委員長 伊藤参考人お願いします。

○伊藤参考人 私は実は木造住宅の専門家ではなくて都市計画の専門家なんです、これも岡田さんに質問しながらということになるのですけれども、木造住宅は私はそんなに二割も三割も防災性能を上げるために金がかかると思ひないのです。それこそ、木造住宅を地震に対して強くすることはやっただけでも、最終的なコントラクターとの契約価格は今と同じぐらいのことだあってあり得ると思うのです。ですからこういう問題は、一律に何%上がるのではなくて、むしろこれから、性能のいい、耐震性の高い住宅に、今までの古い、問題のある建物をどういうふうにして速やかに建てかえさせていくかということが重要じゃないかと思ひます。それはかなり行政的な問題になります。

私は、それからもう一つ、維持管理の問題がございす。木造住宅では、ですから、維持管理をいかにしてきちっと建物のお持ち主の方にはしていただくか。これは多分保険の問題にかかわってくるんじゃないかと思ひます。きょうまで議論が出てないのですが、質のいい住宅、長もちする住宅ですね。今までの日本の住宅は、大体三十年ぐらいでもう次建てかえるかとか、木造住宅ですが、そういうことが多いいです。それは、家族構成が変わるとか、いろいろ御事情がございすね、敷地をまた二つに分割して売るとか。そうじゃなくて、やはりこれからの、特に私は木造住宅を思っているのですが、日本のいい住宅は、できたらもう七、八十年もつ、そういう住宅にすべきだ。それを皆さんがうまく売り買いしながら使っていくということをやらないければいけません。すると、この維持管理の問題が極めて重要になってくるのです。

この間、ドイツのベルリンの不動産業者の人と、いい不動産業者の人と議論をしていたときに、彼らが非常に素直に、何で日本は、これだけ環境問題に対して大変だと言っているんだ。ドイツの住宅は三十年ぐらいで壊れているんだ。ドイツの場合は百年もつようないい住宅をつくって

いるんだぞと言ったので、私は、それは西ベルリンの問題であって、東ベルリンはどうだと巻き返したのです。ちょっとこれはまぜ返しなんですけれども、しかしやはり、長もちする、防災性能の高い、そういう住宅をどういうふうにして庶民の町の中に入れていくかというときに、ある程度の補助を私はやっていいんじゃないかと思ひます。それはどうしてかといふと、戦後、都市で大変な大火が多かったわけですから、そのときに、やられるのが大体町の真ん中でございすから、これは建設省の古い、もうリタイアしたお役人の方たちが、こんなに焼かれて、せっかくの国民の財産が灰になってしまふのは大変だから、町の中の商店街のところだけは不燃化しよう、コンクリートにしよう。そうすると全部焼けないで、真ん中に商店街があれば、半分焼けて半分残るかもしれない。そういう建物に対しては、大した金額じゃないのですけれども、つかみで補助金をやったことがございす。

それから最近も、これは防災不燃化促進事業というので、これは国もやっていますし、墨田区とか東京都もやっていたと思ひますけれども、地震のときに燃えて非常に危ないような場所を指定しまして、その木造住宅が、例えば二軒共同してちょっと燃えにくいコンクリートの住宅になるというときには、つかみで、利息相当分ですから百万か百五十万ぐらい、それをやるよ、だから建てかえなさいなんというのをやったことがございす。しかし、これも建設の、こういう都市行政の中ではもう大変マイナーなものでございまして、ほとんど皆さんお気づきにならないうちに仕事が終わりがかかっているときに、神戸が起きたのです。だから、ぜひそのところは政治家の皆様方もお気をつけになって、割合いいそういう個人の財産に対して補助金をやるのはけしからぬという、何かそういうしやくし定規じゃなくて、その建物

役人の立場からいえば、神戸市が地震が起きたとき二度とこういうことにならないような公共の

目的のために最小限必要な権利制限をするからというところで決められたと思うのです。私は、そこは公的セクターが権利制限やって、それに対して民間側が得るところ何もなければ、もらい受けて多くしてもらおうじゃないか。もらいは大きい。だから、スピードアップして権利制限決めたなら、それだけでもいい。平常時の自乗くらいもらおうじゃないか、そういうふうに考えていいと思うのです。

そのかわり、時間をかけてお役人に関係なくやっていくところは、これは伸びやかに住民同士の相談でやっていくわけですから、ここは変な要求を出してもそれはお役所に通らないよと。それはまさに伸びやかな自由を謳歌しながらやっていくわけですから、それは、そこで金よこせというの筋が違ふ。何かそういう整理の仕方があるのじゃないかと思うのです。そこに今の所得の低い人の場合の判断事項と、それからまたまた大災害になったけれども、金持ちのところは火災になったときの判断事項、それが一種の、岡田さん流に言えばソフトな地域係数でかかって公共的サポートの量が決まるといふふうになるのじゃないかと思っております。

ですから、そういうふうに考えれば、あしたぐらい県の方で決まるであろう都市計画決定にかかわる方は、積極的な町づくりの提案をどんどんと市と県に出して、もらい受けて大きくするということをやった方がいいのじゃないかと思っております。

○遠藤委員長 それでは、土岐参考人、お願いします。

○土岐参考人 最後の御質問でありました活断層法、アメリカでカリフォルニアにあります。そういうものが日本でもかかるといふお尋ねだったと思いますが、これはもう日本でもカリフォルニアと同じく国土の広さ、こういう点から考えてみても、日本で法でもって、ここに住んではいけないというように果たしてできようかと私は非常に疑問に思っています。その点は先生の方がよく御存じ

かもしれません。

そういう意味で、私は、日本の場合にはそういう法でどうこうというよりは、事実として、ここにこういう断層があるのですよというところを一般の方々にわかるような形で知っていただくというところではないかと思うのです。これまでそういったような災害にかかわる危険性、これは地震に限りますが、火山でも風水害でも同じことです。こういうところではこういうふうな危険度がありますよということを行政なり何々が明らかにいたしますと、例えば、そういうところの地価が下がるとか何だかというふうなことがあって、いろいろな苦情等があるというふうなことで、なかなか公開がしづらいという面がある場合も過去にはあったということがあります。

しかしながら、御存じのように、いろいろな面にわたる情報を公開しようという御時世でもあります。ましてや、自然の災害にかかわる科学的な事実なことです。それをどう受けとめるかは、そのところの受けとめ方まで立ち入らないで、事実はいくらなんでもいうことを広く知っていただくということが私は重要でないかと思っております。その上で、各人が各様に御判断いただくというふうな方法が日本の国の大きなありは、そういうハザードマップをつくる信頼度の問題、いろいろなことを考え合わせますと、現時点ではその辺のところがいいところではないかと私は考えます。

○遠藤委員長 中島さん、よろしくごさいませ。

○中島(武)委員 いや、見解の違うところはもちろんあるのですけれども、ありがとうございまして。

○遠藤委員長 それでは、太田さん、どうぞ。

○太田(昭)委員 土岐先生と岡田先生にお尋ねしますが、私、神戸に行きまして、こんなに木造家屋がべちゃんに、もう跡形もなく崩れるものかという非常に鮮烈な印象と、それから中高層のR C、これが四、五階がべちゃんになる。五、六

階のマンションは、先ほど岡田先生だったと思いますが、駐車場等があるところがつぶれる。特に中高層については真ん中が、四、五階がつぶれる。それから、ポートアイランド等の液状化現象で一メートルぐらいの段差ができたりする。高速道路が落下する。それぞれに大変印象深かったのですが、この木造家屋につきましても、耐震基準とか、きょう話に出ましたそういう問題以上に、これから我々の国民意識も変わる。どういふ建物をつくるかというふうな観点で、これは教育、宣伝の部分も非常に大きな要素があるし、先ほど伊藤先生がおっしゃったように、いろいろな補助とかという形をとるといふことは大変きょうは参考になりました。

私お尋ねしたいのは、中高層の真ん中がつぶれるというところで土岐先生が土木学会で発表されているという新聞報道を見ましたけれども、〇・八から二秒の周期の構造物、これがちょうど建物でいうと十階前後の中層ビルあるいは長さ二百メートルぐらいの橋、この周期と一致をするというところが今回かなり大きな破壊の原因であったという新聞報道を見ました。

一方では、建築の方に聞くと、建物のちょうど自由度の真ん中の、人間でいうと腰の部分だから四、五階がつぶれるという話も聞きました。あるいは、地面から今度は縦の振動というものが非常に大きいので、突き上げて戻る。そのぶつかったちやうど真ん中のあたりがつぶれるという話も聞きました。

今度は、地盤自体の問題でいうと、同じようなことなんでしようが、活断層がずれるということにおいて、その波が六甲山脈に当たって戻ってきた、活断層上が危ないというよりは、その地震波の行つて戻つたぶつかりの中で、非常にそこに、これはいわゆるなぎさ理論というのかどうか知りませんが、そういうふうなことで、縦の問題だとか、縦揺れが今回は大きいんだとかいろいろ議論があつて、今日までちやうど二カ月が経過したと思ひます。

中高層の真ん中が、現在は技術的にどういふ分析をされて、つぶれたという分析をされているのか。あるいは、建物の固有振動数というものがこれに本当にどのようにつながるか。なぎさ理論と言われるような、それは一体学者によつて違ふのかどうか。

それから、現在のこの耐震基準は、きょうの問題にも一番出ておりますが、一九二三年の関東大震災というところで、小田原の相模湾からのいわゆるプレート理論からくるものでありますから、やはり東京の本郷の四百ガルというところを中心にして、これは当然水平振動ということについての基礎があるわけで、縦揺れがそのままだと大きく起きて、それが直下型であるゆえに縦と横が一緒に振れてくる。私が向こうで聞いたことによれば、空中を舞うような感じがした、縦の揺れと横の揺れとが合わさって回るような感じがしたというのはいかに実感としてはあり得るなと思つたのです。

耐震基準の中で、関東大震災というものを基軸にした今のものの中に、プラスして、現在の耐震設計基準でいわゆる地域係数や重要度係数あるいは地盤係数というのを掛けていって、それでいいんじゃないかというところがある。私も要塞型の都市をつくるということはいかかものかというふうな思つておりますので、それはいいんですが、この縦の振動というところについてもう一遍、今回初めての経験というならば、この基準というものをどのように考えるかということについて、どちらの先生にお答えいただくかわかりませんが、今の問題についてちやうど御教示をいただきたいと思います。

○岡田参考人 大変数々さんの御質問をいただきありがとうございます。もし忘れていたら御指摘いただきたいと思ひます。

それでは、私は建物の中層が壊れる話について申し上げたいと思ひます。

今御指摘のように、地震直後からいろいろな学説が出ておりましてあれでございしますが、まだ決定的な答えが出た状況ではないということをまず申し上げたいと思います。

それから、次は私の感想でございますが、建物によっても多分きている原因がいろいろ違うのではないかと考えております。それから、こういう破壊は、私の知っている限り今回初めて出たのではなくて、例えば一九八五年のメキシコ地震でもそういうことがあります。それから、一九二三年の関東地震のときも四、五階建ての建物の二階、三階が壊れたという例がございます。それから、四八年の福井地震で煙突が真ん中とか上の方でばきばき折れたという例もございします。

この辺を見ますと、建物ごといろいろな理由が一番きているという説がいろいろ今出ている状態だと思っておりますので、一戸ずつ、今の腰折れで多分きているのも僕はあると思います。それから、もともとちょうどあの辺で強さが変わっている建物もございします。それは腰折れしたのかもともとあそこが弱かったのかという問題もあります。この辺今建築学会あたりでも個別に少し調査しているところがございますので、あれは全部これだという答えは多分最終的にも僕はないという感じがいたしております。

○遺藤委員長 土岐参考人、どうぞ。

○土岐参考人 私は、上下動の影響の問題となぎさ現象というお話がございましたが、この二点についてお答えさせていただきます。

まず、上下動のお話でございますが、上下動につきましては、きょうたまたまでありましたが持つてまいりました、皆様方の封筒にも入っていると思えますが、下の方に「最大加速度距離減衰」と書いた絵があります。実はこの絵は、詳しいことはやめませんが、黒丸が要するに水平方向の揺れの最大値でありますし、白丸が上下動の最大の加速度です。それが、横軸が距離なんでありまして、断層線から距離が離れるに従ってどのくらい強さが小さくなるかということを示しております。

ごらんいただいたらおわかりのように、上下動と水平動を比べてみますと、やはりこれまでのいずれの地震でも同じでありましたように、水平動の方が振幅は大きいわけです。上下動の方が小さい。ジャーナリズムなんかでも上下動が非常に強かった強かったというふうに、体験した人たちもそういうふうにお述べになるわけですが、計測をしますとこういふことであります。

必ずしも、水平の揺れよりは上下の方がよく揺れたということは、観測の限りにおいては事実ではないと思ひます。しかしながら、これまで上下動の影響というのは水平動に比べて扱いが少しばかり少なかったということは私は否めないと思ひます。

では、それは量的に今後だけ上下動の影響を見込むのかと言われましたら、現時点で私自身はより数量的にはお答えできません。しかしながら、自分自身が現地のいろいろな被災の起こり方、被害の起こり方を見た上で感じましたことは、どうもこれは上下動が悪い影響を及ぼしたに違いないという種類の被災の状況があったことも事実です。したがって、これから私どもの技術者の仲間と議論をしていく上では、やはり上下動の影響というのを全くこれまでと同じでいいというふうに私は言わないつもりであります。

それからもう一つは、なぎさ現象ということがあったのではないかとこのことをお話しになりました。このなぎさ現象というのは、非常に言い方が上手なんですけれども、必ずしも物事を正確にあらわしているとも限らないですね。なぎさというのには、要するに皆さん方がイメージでお持ちになるのは、水の波が押し寄せてきて岸辺に当たってはね返ってくるというわけですが、そうすると、やはり波が高いのは沖合よりは浜辺じゃないでしょうか。

先ほどの太田先生の御指摘のように、今回の地震では、何も六甲山の山すそではなくて、もう少し町の方に行ったところ、かといつて、さらにそれが埋立地の海岸の方に行ったところではまたか

えて小さくなっているというところで、あるゾーンがよく揺れているということは事実のようであります。

では、結局それがどうして起こったのかということになりますと、これは諸説があると思ひますが、私の観測では、土地の揺れ方というのは、それぞれの土地に非常に揺れやすい周期とかがあります。ある部分では一秒間に三回くらい揺れやすいところがありますし、あるいは一秒間に二回くらい揺れやすいところもあります。一秒に一回しか揺れないところもあります。そういうふうな、六甲山の山から海の方に行きますと、揺れやすい周期というのがだんだんに変わってまいります。

ところが、やってくる波は岩のところ、下の岩盤から入ってくるわけですから、いろいろな周波数の成分を持つておるわけですが、そのうちの特定の部分をよく振動させやすいか、そういう振動させやすい周期成分をいろいろな部分持つていくわけですが、たまたま一秒間に二回よく揺れるような成分を持った地震がやってくると、そういう周期の揺れやすい土地のところがよく揺れてしまう。山の方は揺れない、また海の方も余り揺れない、たまたまそこだけが揺れてしまうという現象は、これはもうこれまでの地震でもしばしば観測されることであります。

さらに、地震の後、地震工学の人たちが、常時微動といいますが、土地が常時揺れているわけですが、そういう観測をいたしました。そうした人たちの言によりますと、やはり大きな被害を受けたあたりの揺れやすい周期というのは、一秒間に三回くらい揺れる周期で土地がいつも、年じゅう揺れておるということのようでありました。だから、そういうところに、たまたま一秒間に三回のよう成分をたくさん持った波がやってきたのではないかとこのふに私は考えております。

○遺藤委員長 それでは、長時間にわたりました大変有意義な討議をさせていただきましたが、予定されております時刻が参りましたので、すか

ら、この辺で閉じたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

それでは、大変ありがとうございました。これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の先生方には、公務御多忙のところ、当委員会に御出席をいただきまして、また、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。

当委員会といたしまして、本日の御意見を参考に復興に取り組んでまいり所存であります。委員会を代表いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。(拍手)

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

半島振興法の一部を改正する法律案

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 生活環境の整備に関する事項

六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

第十五条を第十八条とする。

第十四条中「一者について、」の下に「その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は」を加え、「装置又は」を「装置若しくは」に改め、「その他の政令で定める地方税」を削り、「政令で定める場合」を「自治省令で定める場合」に、「固定資産税その他政令で定める地方税」を「事業税又は固定資産税」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条を第十六条とし、第十二条の次に次の三条を加える。

第三十四条の二第五項を次のように改める。

5 宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、建設省令で定める期間内に、当該専任媒介契約の目的物である宅地又は建物につき、所在、規模、形状、売買すべき価額その他建設省令で定める事項を、建設省令で定めるところにより、建設大臣が指定する者(以下「指定流通機構」という。)に登録しなければならない。

第三十四条の二第七項中「前項まで」を「第六項まで及び前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「専任媒介契約」を「依頼者が当該宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の規定による登録をした宅地建物取引業者は、第五十条の六に規定する登録を証する書面を遅滞なく依頼者に引き渡さなければならない。

7 前項の宅地建物取引業者は、第五項の規定による登録に係る宅地又は建物の売買又は交換の契約が成立したときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該登録に係る指定流通機構に通知しなければならない。

第三十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「制限で」の下に「契約内容の別(当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は賃借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。)」に添えて「を」を加え、同項第三号中「私道」を「当該契約が建物の賃借の契約以外のものであるときは、私道」に改め、同項第五号の二中「一むね」を「棟」に、「数むね」を「数棟」に改め、「事項で」の下に「契約内容の別に」に添えて「を」を加え、同項に次の一号を加える。

十二 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して建設

省令で定める事項

第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 宅地建物取引業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この条において「宅地建物取引業者等」という。)は、宅地建物取引に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。

2 宅地建物取引業者等は、宅地建物取引に係る契約を締結させ、又は宅地建物取引に係る契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、宅地建物取引業者の相手方等を威迫してはならない。

3 宅地建物取引業者等は、前二項に定めるもののほか、宅地建物取引に係る契約の締結に関する行為又は申込みの撤回若しくは解除の妨げに關する行為であつて、宅地建物取引業者の相手方等の保護に欠けるものとして建設省令で定めるものをしてはならない。

第五十条第二項中「並びに」を「及び」に、「氏名及び住所を、前項の建設省令で定める場所について所在地、業務内容及び業務を行う期間を、」を「氏名を」に改める。

第五章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 指定流通機構

(指定等)
第五十条の二 第三十四条の二第五項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものにつき、建設省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であること。
二 第五十条の十四第一項の規定により指定を

取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
三 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 第五条第一項第一号、第三号又は第三号の二に該当する者
ロ 指定流通機構が第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定流通機構の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

2 建設大臣は、指定をしたときは、指定流通機構の名称及び主たる事務所の所在地、当該指定をした日その他建設省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定流通機構の業務)
第五十条の三 指定流通機構は、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 専任媒介契約その他の宅地建物取引に係る契約の目的物である宅地又は建物の登録に関すること。
二 前号の登録に係る宅地又は建物についての情報、宅地建物取引業者に対し、定期的に又は依頼に応じて提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、前号の情報に關する統計の作成その他宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るために必要な業務

2 指定流通機構は、建設省令で定めるところにより、その業務の一部を、建設大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(差別的取扱の禁止)

第五十条の四 指定流通機構は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(以下この節において「登録業務」という。)の運営に關し、宅地又は建物を登録しようとする者その他指定流通機構を利用しようとする宅地建物取引業者に対して、不当に差別的な取扱いはしてはならない。
(登録業務規程)
第五十条の五 指定流通機構は、登録業務に關する規程(以下この節において「登録業務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録業務規程には、登録業務の実施方法(登録業務の連携、代行等)に關する他の指定流通機構との協定の締結を含む)、登録業務に關する料金その他の建設省令で定める事項を定めておかなければならない。この場合において、当該料金は、能率的な業務運営の下における適正な原価を償ふ限度のものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可をした登録業務規程が登録業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定流通機構に対し、その登録業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録を証する書面の発行)
第五十条の六 指定流通機構は、第三十四条の二第五項の規定による登録があつたときは、建設省令で定めるところにより、当該登録をした宅地建物取引業者に対し、当該登録を証する書面を発行しなければならない。

(売買契約等に係る件数等の公表)
第五十条の七 指定流通機構は、当該指定流通機構に登録された宅地又は建物について、建設省令で定めるところにより、毎月の売買又は交換の契約に係る件数その他建設省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第五十條の八 指定流通機構は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定流通機構は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

（登録業務に関する情報の目的外使用の禁止）
第五十條の九 指定流通機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録業務に関して得られた情報を、第五十條の第三項に規定する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

（役員の選任及び解任）
第五十條の十 指定流通機構の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 建設大臣は、指定流通機構の役員が、この法律の規定（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第五十條の第五項の規定により認可を受けた登録業務規程に違反する行為をしたとき、又は登録業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定流通機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（監督命令）
第五十條の十一 建設大臣は、第五十條の第三項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）
第五十條の十二 建設大臣は、第五十條の第三項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定流通機構の事務所に立ち

入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（登録業務の休廃止）
第五十條の十三 指定流通機構は、登録業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、建設省令で定める事項を建設大臣に届け出なければならない。

2 建設大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）
第五十條の十四 建設大臣は、指定流通機構が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定流通機構に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 登録業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
三 第五十條の第五項の規定により認可を受けた登録業務規程によらないで登録業務を行つたとき。
2 第十六條の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による処分に係る期間について準用する。

3 建設大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。
（他の指定流通機構による登録業務の実施等）
第五十條の十五 建設大臣は、第五十條の十三第三項の規定による登録業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、前条

第一項の規定により指定を取り消したとき若しくは登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定流通機構が天災その他の事態により登録業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録業務の全部又は一部を、第五十條の第五項の認可をした登録業務規程に従ひ、他の指定流通機構に行わせることができる。

2 建設大臣は、前項の規程により他の指定流通機構に登録業務を行わせることとしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する事由が生じた場合における所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、建設省令で定めることができる。

（若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、「犯し」を「犯した」とにより）に改める。
第六十五條第二項第二号中「第四十七條」の下に「第四十七條の二」を加え、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「第四十七條」の下に「第四十七條の二」を加える。

第六十六條に次の一項を加える。
2 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三條の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。
第六十八條の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第一項中「一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止する」を「必要な指示をする」に改め、同条第二項中「前項各号の一に該当する」を「第一項各号の一に該当する場合又は同項若しくは前項の規定による指示に従わぬ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 都道府県知事は、その登録を受けている取引

主任者が前項各号の一に該当する場合又は同項若しくは次項の規定による指示に従わぬ場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が第一項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、必要な指示をすることができる。

第六十八條の二第一項第四号中「同項」を「同条第二項」に、「同条第二項」を「第四項」に改める。
第七十條第三項中「第六十八條第二項」を「第六十八條第三項又は第四項」に改める。
第七十九條中「五十万円」を「百万円」に改める。
第八十條中「三十万円」を「五十万円」に改める。
第八十一條及び第八十二條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十三條第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同項第五号中「第六十三條第一項」を「第五十條の十二第一項、第六十三條第一項」に改め、同項第六号中「第六十三條の二第一項」を「第五十條の十二第一項、第六十三條の二第一項」に改める。
第八十三條の二中「指定試験機関」の下に「又は第十六條第三項の指定を受けた者」を加え、同条第二号中「第十六條の十三第一項」の下に「同条第三項において準用する場合を含む。」を加える。
第八十五條中「五十万円」を「十万円」に改め、同条を第八十六條とし、第八十四條の次に次の一条を加える。

第八十五條 第五十條の十一の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。
附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四條第一項の改正規定（「前条第一項」を

「第三条第一項」に改める部分及び「同条第三項の免許の更新を含む。第二十五条第六項を除き、以下同じ。」を削る部分を除く。、第八條第二項、第九條、第十六條の五第一項、第十六條の十六第二項及び第五十條第二項の改正規定並びに附則第五項及び第八項の規定この法律の公布の日

二 目次及び第三十四條の二の改正規定、第五章の改正規定(第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定に限る。)、第八十三條第一項第五号及び第六号の改正規定、第八十五條を第八十六條とし、第八十四條の次に一條を加える改正規定並びに附則第六項の規定 この法律の公布の日から起算して二年を経過した日

2 改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」という。第三十四條の二第五項の規定による指定に関し必要な手続その他の行為は、前項第二号に掲げる改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法(以下「旧法」という。第三條第一項の免許(同条第三項の免許の更新を含む。以下同じ。))を受けている者又はこの法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に同条第一項の免許を受けた者(免許の更新の場合にあつては、この法律の施行後に免許の有効期間が満了する者を除く。の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第三條第一項の免許の申請をした者(免許の更新の場合にあつては、この法律の施行後に免許の有効期間が満了する者を除く。)、旧法第十八條第一項の登録の申請をした者又は旧法第四十一條第一項第一号、第四十一條の二第一項第一号若しくは第六十四條の二第一項の指定の申請をした者の当該申請に

係る免許、登録又は指定の基準については、なお従前の例による。

5 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る旧法第九條の変更の届出又は旧法第五十條第二項の届出については、なお従前の例による。

6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前に締結された宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約については、新法第三十四條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 附則第三項に規定する者に対する免許の取消しその他の監督上の処分、この法律の施行の際現に旧法第十八條第一項の登録を受けている者若しくはこの法律の施行前にした当該登録の申請に基づきこの法律の施行後に登録を受けた者に対する登録の取消その他の監督上の処分又はこの法律の施行の際現に旧法第四十一條第一項第一号、第四十一條の二第一項第一号若しくは第六十四條の二第一項の指定を受けている者若しくはこの法律の施行前にしたこれらの指定の申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた者に対する指定の取消その他の監督上の処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

8 この法律(附則第一項第一号に掲げる改正規定にあつては、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
宅地及び建物の取引の公正を確保して依頼者の利益の保護を図るため、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該専任媒介契約の目的物

である宅地又は建物につき一定の事項を指定流通機構に登録しなければならないものとするともに、宅地建物取引業の業務の適正な遂行を確保するため、宅地建物取引主任者資格試験制度の改善、業務に係る禁止事項及び宅地建物取引主任者に対する指示処分の追加等の措置を講じ、あわせて宅地建物取引業者等の負担の軽減を図るため、免許の有効期間の延長、一定の届出事項の廃止等

の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
都市緑地保全法の一部を改正する法律案
都市緑地保全法の一部を改正する法律
都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 緑化協定(第十四條―第二十條)」を
第二條の二第四項ただし書中「第十二條において以下に改める。
第五條第九項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 第二條の二第二項の規定により締結された市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
第八條第二項中「市町村」の下に「又は第二十條の六第一項の規定により指定された緑地管理機構で第二十條の七第一号に掲げる業務のうち都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取つた緑地の保全に関するものを行うもの」を加え、同条第三項中「市町村」の下に「又は前項の緑地管理機構」を加える。
第九條中「又は市町村は、前条第一項を、市町村又は前条第二項の緑地管理機構は、同条第一項」に改める。
「第三章 緑化協定」を「第三章 緑地協定」に改める。
第十四條の見出し中「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第一項中「区域における」の下に「緑地

「第三章 緑地協定(第十四條―第二十條)」を
第三章の二 市民緑地(第二十條の二―第十條の三 緑地管理機構(第二十條の六

の保全又は「を加え、「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同項第一号中「緑化協定」を「緑地協定」に、「緑化協定区域」を「緑地協定区域」に改め、同項第二号中「掲げる」の下に「緑地の保全又は「を加え、同号イ中「樹木等」を「保全又は植栽する樹木等」に改め、同号ロ中「樹木等」の下に「保全又は「を加え、同号ハ中「かき」を「保全又は設置する垣」に改め、同号ニ中「その他」の下に「緑地の保全又は「を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。
ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
第十四條第二項第三号及び第四号中「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第三項中「緑化協定」を「緑地協定」に、「緑化協定区域」を「緑地協定区域」に改め、同条第四項中「緑化協定」を「緑地協定」に改める。
第十五條(見出しを含む)中「緑化協定」を「緑地協定」に改める。
第十六條の見出し中「緑化協定」を「緑地協定」に

「第三章 緑地協定(第十四條―第二十條)」を
第三章の二 市民緑地(第二十條の二―第十條の三 緑地管理機構(第二十條の六

「第三章 緑化協定」を「第三章 緑地協定」に改める。
第十四條の見出し中「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第一項中「区域における」の下に「緑地

「第三章 緑地協定(第十四條―第二十條)」を
第三章の二 市民緑地(第二十條の二―第十條の三 緑地管理機構(第二十條の六

第十九条の見出し中「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第一項中「緑化協定区域」を「緑地協定区域」に、「緑化協定」を「緑地協定」に改める。

第二十条の見出し中「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第一項中「緑化協定区域」を「緑地協定区域」に、「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第二項中「緑化協定」を「緑地協定」に改め、同条第四項中「緑化協定」を「緑地協定」に、「緑化協定区域」を「緑地協定区域」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

の区域(指定都市の区域及び中核市の区域(中核

第一項の規定による近郊緑地保全区域（緑地保

を変更しようとするときは、あらかじめ、その

旨を都道府県知事に届け出なければならない。
4 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならぬ。

(業務)
第二十條の七 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 市民緑地の設置及び管理又は都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行うこと。

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

四 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地方公共団体との連携)

第二十條の八 機構は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第二十條の九 都道府県知事は、機構の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第二十條の十 都道府県知事は、機構が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十條の十一 国及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第二十三條に次の一号を加える。

四 第二十條の九の規定による都道府県知事の命令に違反する行為をした者
附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(緑化協定に関する経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の都市緑地保全法(以下「旧法」という。)第十六條第二項(旧法第十七條第二項及び第二十條第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった緑化協定は、改正後の都市緑地保全法(以下「新法」という。)第十六條第二項(新法第十七條第二項及び第二十條第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった緑地協定とみなす。この場合において、平成六年十月二十日前に旧法第二十條第三項において準用する旧法第十六條第二項の規定による認可の公告のあった緑化協定が緑地協定としての効力を有することとなる時期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に行われた旧法第十四條第四項、第十七條第一項又は第二十條第一項の規定による認可の申請は、新法第十四條第四項、第十七條第一項又は第二十條第一項の規定による認可の申請とみなす。

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号(二十五の二十二)中「緑化協定」を「緑地協定」に改める。

理由

近年の住民等の発意に基づく緑地の保全及び緑化に対する取組を支援し、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するため、土地所有者との契約に基づき地方公共団体等が市民緑地の設置及び管理を行う制度の創設、緑地保全地

区内の土地の買入れ等をその業務とする民法第三十四條の法人を緑地管理機構として指定する制度の創設並びに緑化協定に定めることができる事項に緑地の保全に関する事項を追加する緑化協定制の拡充を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年三月二十七日印刷

平成七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局